

○久城委員長

それでは、ただいまから、防災地域建設委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元の次第のとおり、土木部、企業局、防災部、地域振興部の順で所管事項の審査及び調査を行います。

本日は五百川委員が欠席でございますので、御了解ください。

それでは、土木部所管事項について、審査及び調査を行います。

はじめに、土木部長の挨拶を受けます。

横尾土木部長。

○横尾土木部長

おはようございます。土木部長の横尾でございます。

久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素から県の土木部行政に對しまして、格別の御理解、御協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

本日の委員会では、条例案1件、一般事件案2件、予算案1件の御審議をいただくほか、報告事項として5件を予定してございます。後ほど、担当課長から御説明をいたします。

このほか、私のほうから最近の状況につきまして、3点御報告をさせていただければと思います。

1点目ですけれども、一昨日に発生しました出雲市今市町の火災についてでございます。まず、このたびの火災で被害を受けられた方々に対しまして、お見舞いを申し上げたいと思います。被害の詳細や原因は、現在調査中とのことでございますけれども、現時点で把握したところでは、住宅や店舗など、10棟以上の建物が焼失しているというところでございます。

土木部の対応でございますけれども、このような火災で住宅に被害を受けられた方に対しましては、一定期間、県営住宅を無償で提供することが可能でございますので、現在、出雲市と連携しまして対応を調整させていただいているところでございます。

2点目でございますけれども、中東情勢の変化の影響でございます。今の契約済みの工事におきまして、引き続き、一部資材で調達遅延、価格高騰等を生じておりますけれども、現在の時点で、一時中止、打ち切り精算に至った案件は、土木部の案件についてはございません。

一方で、急激な資材高騰を受けまして、受注者より、いわゆるスライド条項の適用の御相談であるとか、また、調達遅延に伴う工期延期の御相談、寄せられておりますけれども、こうした県におけるこれらへの対応、それから、国の情報などについて、6月9日に、県でホームページを開設しまして情報提供をするなど、建設事業者の皆様への情報提供に努めているところでございます。県としましては、引き続き、資材の状況でありますとか、施工中の工事への影響を把握しまして、使用資材の変更、工期延期、スライド条項の適用を柔軟に行ってまいりたいと考えてございます。

3点目でございますけれども、浜山公園の野球場改修工事の完成記念セレモニーについてでございます。

このたび、浜山公園野球場の改修工事が完了しまして、5月29日に、地元の県議の皆様にも御参加をいただきまして、完成記念セレモニーが開催されました。翌日からは春の高校野球の中国大会に早速使用していただきまして、その中では島根県勢の活躍も見られ

たというところでございます。引き続き、島根かみあり国スポ・全スポ開催に向けまして、特に、開・閉会式と陸上競技場の会場になります浜山公園陸上競技場の改修工事に、しっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

結びになりますけれども、県の土木行政の執行に当たりまして、引き続き、委員の皆様のお指導、御鞭撻を賜りますよう、お願いを申し上げて、私からの御挨拶とさせていただきます。本日もよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された、土木部に関わる議案は、条例案1件、一般事件案2件、予算案1件です。

はじめに、条例案の審査を行います。

第82号議案について、執行部から説明を受けます。

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

第82号議案、島根県営住宅条例の一部を改正する条例についてです。資料は、1ページです。

まず、1ポツ目、改正の理由です。県営住宅の廃止によるものでございます。

次に、2、条例の概要です。用途廃止を行いました松江市内の湯町団地及び浜田市内の向野田団地を条例から削除するものでございます。条例改正の施行は、公布の日としております。

参考に、各団地の概要を2ページにまとめまして記載しておりますので、御確認いただければと思います。

私からは以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第82号議案について、原案のとおり可決すべきものとするに、御異議ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。

よって、第82号議案については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分及び承認第6号議案について、執行部から説明を受けます。

質疑は、全ての説明の後、受けます。

それでは、お願いいたします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料の３ページをお願いいたします。

承認第３号議案、本年３月３１日に専決処分を行いました、令和７年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分、並びに承認第６号議案、令和７年度島根県営住宅特別会計補正予算につきまして、一括して御説明をいたします。

まず、１の一般会計でございますが、（１）の表の、補正額の合計欄でございますとおり、総額２２億３，９００万円余を減額補正するものでございます。補正の内容でございますが、（３）でございますとおり、災害の発生に備えまして、あらかじめ確保しておりました枠予算の未執行などによる減額でございます。

次に、２の特別会計につきましては、建築住宅課の県営住宅特別会計におきまして、３，２００万円余を減額補正するものでございます。内容は、事業の実績確定によります減額になってございます。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

よろしゅうございますか。

それでは、採決を行います。

一般事件案２件について、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。

それでは、お諮りいたします。承認第３号議案のうち関係分及び承認第６号議案について、原案のとおり承認すべきものとすることに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。

よって、承認第３号議案のうち関係分及び承認第６号議案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、予算案の審査を行います。

第７７号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。お願いします。

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料の４ページをお願いいたします。第７７号議案、令和８年度島根県一般会計補正予算のうち土木部関係分について、説明をいたします。

補正の概要でございますが、１に記載しておりますとおり、２点ございます。

１点目は、特別職報酬等審議会の答申を踏まえた報酬の改定に伴う歳出の補正、２点目は、翌年度以降にわたり、執行が必要な事業に係る債務負担行為の設定でございます。

2の歳出補正額ですが、一般会計で14万3,000円の増額をお願いするものでございます。

3の補正内容でございます。(1)歳出の補正につきましては、収用委員会の委員の報酬改定に伴い、委員報酬の増額分14万3,000円を計上しております。次のページに課ごとの予算額を整理しております、用地対策課で補正を計上しております。

前のページに戻っていただきまして、(2)の債務負担行為の設定につきましては、隠岐世界ジオパーク空港において配備しております、航空機の運航を支援する車両の老朽化が進んでおりますことから、車両の更新を進めていくため、債務負担行為として1億3,500万円余を今回追加をお願いするものでございます。詳細につきましては、このあと、空港整備室長から説明をいたします。

私からは以上でございます。

○久城委員長

園山空港整備室長。

○園山空港整備室長

続きまして、私から、第77号議案関係分、隠岐世界ジオパーク空港の地上支援車両の更新について、御説明いたします。資料は、6ページを御覧ください。

本事業は、隠岐世界ジオパーク空港における航空機の安全な運航と離島航空路の安定的な維持を図るため、空港内で使用する地上支援車両の更新を行うものでございます。

これらの車両は、離島航空路という特殊な事情を鑑み、県において整備した上で運航会社へ貸与しているものでございますが、導入から20年以上が経過し、老朽化が進んでいる状況でございます。こうした中、運航会社である日本航空株式会社より、令和8年4月30日付で、車両更新を求める要望があったことを受け、令和8年度から令和10年度にかけて更新を実施するものでございます。

今回、更新を予定している対象車両は、次の7ページを御覧ください。エンジンスタート支援車両や高所作業車など、6車種、計12台でございます。

資料6ページに戻っていただき、予算及び事業スケジュールについて、御説明いたします。

車両の製作には一定の期間を要することから、全体の事業費として、総額1億3,508万円の債務負担行為を設定させていただきます。

期間は、令和8年度から令和10年度までの3年間でございます。スケジュールといたしましては、今年度、令和8年度に契約を取り交わし、製作をはじめます。なお、今年度の歳出予算はございません。

その後、令和9年度から令和10年度にかけて、順次、車両の納車を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

よろしいですか。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第77号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。

よって、第77号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、付託議案の審査を終了します。

次に、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は、説明の後、一括して受けることとします。

それでは、順次、説明のほどお願いをいたします。

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

道路維持課からは、報告事項の1から3について、説明させていただきます。

まず、県道の大社日御碕線、災害復旧工事の完成予定時期の延期と、今後の見通しについて、御説明いたします。資料の8ページを御覧ください。

1ポツ目の現状ですけれども、令和6年7月9日の大雨により道路が崩落し、現在、その復旧に向けた災害復旧工事を進めておりますが、施工環境が厳しい上に、想定以上に地盤状況が悪く、工事の工程に遅れが生じている状況です。

資料の、本復旧断面図を御覧ください。現在、黒い文字で書いてある「道路上部の斜面対策」の部分が完了し、今は赤い文字の「道路本体の復旧工事」の部分を施工しているところです。この工事で、斜面の掘削を行ったところ、地盤が想定以上に悪く、設計や工事方法の見直しが必要となり、時間を要している状況です。

次の、資料9ページを御覧ください。こちらの写真は、5月25日に現地の状況をドローンで撮影した写真を3枚載せておりますが、一番下の写真のように、現在、急な斜面の上に仮設の足場を組みながら、少しずつ施工を進めている状況です。

また資料の8ページにお戻りください。2ポツ目の「今後の予定」になりますが、災害復旧工事全体の完了時期は、当初、令和8年度中の予定でしたが、令和9年度中となり、1年程度、完成が遅れる見込みです。こうした状況の中で、日御碕地区への円滑な通行を早期に確保するために、下の図で示しますように、復旧工事中の道路本体部分において、1車線を確保し、現在使用している仮設道路と併せて使用することで、復旧工事全体の完成に先立ち、令和9年度の上半期には片側交互通行を解消する計画であります。引き続き、1日でも早い復旧を目指して取り組んでまいります。

次に、道路照明柱、道路案内標識柱の倒壊事案に対する対応状況について、御説明いたします。資料の10ページを御覧ください。

まず、道路照明柱について、1の「経緯」と2の「点検状況」ですが、昨年1月8日に出雲市で道路照明柱が倒れ、登校中の児童1名が負傷する事故が発生しました。その後、昨年4月16日に、再度、出雲市で道路照明柱が倒壊する事故が発生しております。県では、全ての道路照明柱を詳細に調査した前回の点検から10年以上が経過していることから、県管理道路の全ての道路照明柱について詳細な点検を実施することとし、1次点検

と2次点検の2段階で点検を行うことを、昨年6月の、この委員会で報告させていただき、点検を開始しました。本日は、その後の点検状況につきまして、中間報告をさせていただきます。

3の「点検結果」のほうを見ていただきますと、今年の5月末時点で、1次点検を完了したものの本数が4,247本あり、全体の約66%の点検が完了している状況です。このうち「重度な変状」が9本あり、すぐに撤去や緊急対応を行うとともに、「軽微な変状」のものも366本確認されました。また、未点検のものが2,206本ございますけれども、引き続き、1次点検を行いつつ、撤去、修繕、2次点検など、必要な対策も進めながら、令和9年3月までに全ての点検を終える予定です。

続いて、道路案内標識柱ですが、資料11ページを御覧ください。

1の「経緯」ですが、今年の2月に、隠岐の島町の県道にて、道路案内標識柱が倒壊しました。

2の「調査結果」ですが、調査の結果、柱と基礎を結合するアンカーボルトという鉄筋が腐食していることが分かり、最終的に強風でアンカーボルトが破断し、倒壊に至ったことが判明いたしました。その後、隠岐に設置されている標識を数か所ほど実際に基礎から外して調べた結果、海に近い標識では腐食が発生しており、海から離れた標識は設置から30年経過しているものの、腐食は見られませんでした。このことから、倒壊の原因は塩害であると判断し、道路橋の基準書で、飛来塩分の影響を受けるとされている、海岸線から200メートル以内にある大型の道路案内標識柱について、点検を実施することとしました。

次に、3の「点検内容」ですが、まず、点検対象の大型の道路標識柱は93基ございます。点検方法は、標識柱を基礎から外し、直接、目視によりアンカーボルトの腐食などの損傷を確認することとしております。

また、復旧に当たっては、腐食が軽微なものは、さびを除去し、さび止めの処理をした後に、標識を再設置することとしております。なお、ボルトの損傷が著しいものは、基礎を更新してから標識を再設置いたします。さらに、1方向のみを案内するような道路案内標識につきましては、再設置せず、そのまま撤去することも考えております。

続いて、4の「スケジュール」ですが、点検は今年の7月から開始したいと考えております。まず、海岸線により近い場所、具体的には海岸線から20メートル以内に設置されているものを優先して点検し、その後、200メートル以内に設置されているものを順次点検してまいります。なお、点検は、来年度の令和9年度中に完成させる予定としております。

最後に、予算措置についてですが、まずは道路維持課の既定予算を使って点検を開始し、必要に応じて補正予算の提出を検討する考えでございます。また、定期点検の実施につきましては、今後、検討をしてまいります。

続いて、次の3の島根県道路啓開計画の策定について、御説明いたします。12ページを御覧ください。

まず、この計画のタイトルにある道路啓開の意味について、御説明いたします。道路啓開とは、地震などの大規模災害に緊急車両の通行を確保するため、道路上に堆積した土砂や瓦礫などの障害物を除去したり、段差の解消などを行うことで、被災地への救援ルート

を切り開く作業になります。

1の「策定の経緯」ですが、島根県では令和6年7月に道路啓開計画を策定しております。昨年度、能登半島地震を踏まえた災害対応の深化を図るため、改正道路法において、道路啓開計画の策定が義務化されました。このため、今年度、現在の計画を見直すため、道路管理者及び関係者で構成する、「島根県道路啓開協議会」を設立し、道路啓開計画の地震・津波災害編を策定する予定です。

次に、2の「計画の概要」ですが、こちらに4つの項目を上げておりますが、啓開計画には、対象災害や啓開目標、対象路線や区間、資機材の備蓄、また、実践的な訓練などを記載することになります。そして、道路啓開のイメージ図を資料の真ん中に示しておりますが、これまでの計画では24時間と72時間の二つのステップだけでしたが、今回の策定ではアンダーラインを引いております48時間のステップが追加となり、三つのステップで計画を策定することになりました。

その下の四角い破線部分ですが、現在の計画からの主な見直し事項について、2点記載しております。1点目は、協議会の構成員を追加し、連携、協力体制の再構築、そして、訓練の記載を充実させます。2点目は、道路が遮断し、啓開が難しい場合を想定し、海路と空路を活用したアクセスルートの確保について、計画に記載を行います。

最後に、3の「スケジュール」ですが、7月8日に「島根県道路啓開協議会」を設立し、1回目の会議を開催します。その後、協議会で議論を重ね、来年3月の常任委員会で計画の案を説明させていただき、その後、計画を策定、公表する予定としております。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

細田土木総務課長。

○細田土木総務課長

それでは、資料13ページからの、島根県土木部の取組について、御説明をいたします。

この資料は、インフラ整備の効果などを県民の皆様に分かりやすく情報発信するために、毎年作成しているものでございまして、先般、県のホームページのほうで公表をいたしました。今回は例年掲載しております内容に加えまして、整備による効果を説明したページを追加するなど、工夫をしたところでございます。

まず、資料の15ページでございしますが、こちらでは予算の概要としまして、今年度の予算額ですとか、公共事業費の推移を載せております。

次の、16から17ページですが、こちらでは10年間の公共土木事業の実施方針を載せてございます。令和2年度から10年間の公共土木事業、道路、河川、砂防、港湾、空港の各事業につきまして、それぞれの実施方針や数値目標を定めておりまして、赤い字にしております項目につきまして、次のページ以降で、その内容や今年度の取組などをまとめております。例えば道路事業のうち、骨格幹線道路につきましては、次の18ページに整備目標や、8年度の取組のポイントなどを総括的にまとめておりまして、次の19ページ以降で、松江北道路など、具体の箇所を取り上げて、事業内容や進捗率などを個別に紹介をしております。他の分野におきましても、以降、このような構成で資料をまとめておりまして、飛びますけれども、29ページからは河川事業、33ページのほうでは砂防事業、37ページからは港湾事業、41ページからは空港事業について、それぞれ紹介する

内容となっております。

次に、災害への対応につきまして、45ページをお願いいたします。

松江市街地の浸水対策では、市と連携しまして、新たな緊急対策として、松江掘川の事前放流による貯留容量の確保などを実施しております。こうした対策の効果としまして、次の46ページを見ていただきますと、昨年8月の大雨では、令和3年の大雨を上回る規模の降雨がございましたけれども、下の写真を見ていただきますと、浸水被害が軽減されていることなどを紹介しております。

続きまして、49ページからは、10年方針で掲げた事業分野以外で、特徴的なものを紹介しております。新たに掲載したものを中心に御説明をさせていただきます。

49ページは、街路事業の松江熊野線、新大橋、鍛冶橋の架け替えについて、事業の概要や期待される効果をまとめてございます。

次のページ、同じく街路事業のひとつ大橋の整備では、完成後の整備効果としまして、交通の円滑化や、歩行者、自転車の安全性が向上したことについて説明をしております。

続いて、51ページは、県立浜山公園の整備でございます。島根かみあり国スポ・全スポに向けた陸上競技場の整備、また、次の52ページでは、公園内の幼児用遊具広場の整備について紹介をしております。

また、次ちょっと飛びますけれども、60ページでございます。中海・宍道湖8の字ルートの整備促進に向けた動きとしまして、総決起大会の東京開催や、境港出雲道路の優先区間の決定について紹介をしております。

次の61ページは、道路の路面標示の効率的な修繕についてでございます。昨年度新たに関係機関との連絡調整会議を設立し、修繕箇所の情報共有や同時施工を推進しております。右側に松江城周辺の事例を載せておりますが、県と市と警察が同時施工をしたことにより、規制日数の短縮やコスト縮減に効果が出ていることを紹介しております。

62ページは、空港のソフト対策として取り組んでおります、出雲縁結び空港での駐車場のナンバー認識カメラの設置や、バードストライク対策について紹介しております。

また、63ページでは、これは従来から実施しておりますけれども、学校や地域への出前講座として、水害や土砂災害防止に関する学習会を紹介しております。過去5年の状況を見ますと、毎年参加者が増えておりまして、引き続き、ハード整備に併せて、こうしたソフト対策にも取り組んでいくこととしております。

64ページからは、参考として、国などの事業、また飛びますけれども、最後のほう、71ページ以降で、今年度の新規箇所と完了予定箇所を載せておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

なお、隠岐支庁県土整備局と各県土整備事務所のホームページでは、それぞれ管内の事業をより詳細に紹介しておりますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

最後に、島根県住生活基本計画の改定についてでございます。資料は79ページでございます。

令和4年3月に策定しております、島根県住生活基本計画、第4次の計画ですが、策定後の社会、経済情勢の変化に対応させるため、今年度改定することとしておりまして、その検討に着手いたしましたので、概要を説明させていただきます。

まず、1ポツ目、計画の主な役割、位置づけでございますが、本計画は住生活基本法に基づく都道府県計画であり、あわせまして、本県の住宅マスタープランとして定めるものでございます。また、市町村の住宅施策の指針となるものです。

次に、2ポツ目、改定に当たっての基本的事項です。本年3月、国において、住生活基本計画、全国計画が改定されております。この全国計画に則しつつ、県内広域的な観点から検討をしております。なお、資料80ページに全国計画の概要をお付けしております。計画期間は、今年度から令和17年度までの10年間とする考えです。

次に、3ポツ、有識者による懇話会の組織です。県内の有識者による島根県住宅政策懇話会を組織させていただき、策定の各段階で意見を伺います。懇話会の構成は、資料中段表の11名を委員に選任させていただいております、これに県関係者を加えます。

次に、4ポツ、策定に向けたスケジュールです。3回の住宅政策懇話会の開催を経まして、12月に計画素案を完成させる予定としております。この素案につきまして、令和9年1月の常任委員会に御報告差し上げることとしており、その後、パブリックコメントを行った上で、令和9年3月に計画決定する予定です。

最後に、5ポツ、その他でございます。本計画の改定に併せまして、関連します島根県賃貸住宅供給促進計画を見直しすることとしております。

説明は以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございましたら、お願いをいたします。

よろしいですか。

森山委員。

○森山委員

1点、冒頭、部長から火事のことありましたけども、迅速に対応していただきまして、ありがとうございます。私も地元ということで、今日も商店街の皆さんとお話をしたり、様々なお話を今聞いているところなんですけども、住まい環境のところ、やっぱり不安に思っている方々多いですので、引き続き、対応していただけると。

ちなみに、出雲市内に県営住宅、幾つかあると思うんですけども、空き状況みたいなものがあるものなんですか、細かい質問で、ちょっと恐縮ですけども。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

空き状況の詳細は今、具体を持ち合わせておりませんが、冒頭、部長のほうから挨拶で申し上げた県営住宅の確保については、現在3団地で10戸程度を確保しておりまして、御要望があれば、そちらに御案内を差し上げるというような状況でございます。以上です。

○久城委員長

よろしいですか。

森山委員。

○森山委員

はい、引き続き、よろしくお願いします。

○久城委員長

角委員。

○角委員

住生活基本計画の関係なんですけども、前にもちょっとお願いしたんですけども、県内、空き住宅が多くなってきています、空き家が多くなっていきます。やっぱりこの活用をしていかないと、これが地域の荒廃をさらに加速するような状況にもなりますし、また、高齢者で住宅に困っている人たちもいます。セーフティーネット住宅の普及を促進していくということも、ここにちょっと書かれていますけども、高齢者のセーフティーネット住宅って、なかなか先の不安があって、セーフティーネット住宅としての登録が少ないと思っています。ぜひ、こういう空き家を活用して、セーフティーネット住宅が確保できるような方策をこの計画策定の中で進めていただきたいと思いますけども、今現状、その辺のところがどういう議論になっているのか、もしあれば教えてください。

○久城委員長

森山建築住宅課長。

○森山建築住宅課長

まず、空き家等の活用につきましては、空き家はどんどん増加している状況で、この活用を図っていくということは、今回の計画策定に当たって主要なことという認識をしております。空き家、空き住宅、あるいは、公営住宅の空き家なども含めまして、有効活用を図る方向で様々な検討をしてみたいと考えております。

それから、セーフティーネットでございますが、今回の計画策定に当たっては様々な関係機関、その中には福祉部局もございます、そういったところにも加わっていただくこととしておりまして、これまでは住宅を供給するということだけだったんですが、今後は様々な支援策も含めて、住宅政策の中で取り込んでいく必要があるというように認識しております。そういった観点で進めたいと考えております。以上です。

○久城委員長

よろしいですか。

角委員。

○角委員

よろしくお願いします。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

災害が起こった際、災害復旧を迅速に行うということですが、未然にやはり災害を防止していくということが、私は大事だと思っております。この点でいうと、先ほど来、説明がありましたけども、道路照明柱なり、道路案内標識柱が倒壊した、その現状どうなっているのかというのを調査して、必要な対策を取っていくという、今あった取組ですね、今のやり方というのは私は非常に正しいというふうに思っております。道路案内標識柱の問題でも、これは塩害が原因だということで原因を特定したと。だから、これに

ついでに点検に当たっては海岸線の近いところから、海から近いところから点検を先にやっていく、優先順位をつけてやっていくという報告だったと思います。この考え方も私は非常に合理的で科学的な対応方針だなというふうに思っております。こういう災害が起きて、事故なりが起きて、それを再度防ぐためにどう対応を取っていくのかという点で、引き続き、いろいろな分野で万全を期していただきたいと思います。これは意見です。

未然防止という観点でいうと、河川課でも先ほど来、説明があったように、松江の掘川の事前放流を決断したわけですね。これやっぱり大きな効果が間違いなく起こっている、効果を発揮しているというふうに私は思います。これはよく考え抜いて、この松江の中心市街地のところで河川を拡張したくても、なかなか、その用地買収なんてそう簡単にできるわけありませんからね。だから、その中で今の状況下でどういう対応を取っていくのか、ということが考え抜いて決められた事前放流だと思います。私はこの点も評価します。

その上で、なぜこの松江市の黒田町付近、春日町付近等々が水につかってきたのかという根本的な原因ですよ、なぜそうなのかということ、根本原因をやっぱり考えてみたときに、これはいろんな理由がありますよ、地球温暖化によって災害の激甚化等も、これはこれであると思いますよ、だけど、私は、大きな原因は上流部のやはり開発行為にあったと思うんですよ。だから、上流部の開発行為をしたことによって水の逃げ場がなくなって、今の川の水じゃあ流れなくなったわけだから、それでいろんな対応取ってきているわけですね、はっきり言って。そうであるならば、やっぱり河川をあふれさせないための根本的な原因は何かといったら、やはりこれは開発をどう考えるか、言い方変えれば、まちづくりをどういうふうに考えていくのか、私はここだと思うんですよ。幾ら河川の改修したところで、今も溢れているところは必要なら改修していかないといけない。けども、やみくもに開発をどんどんやって、その水がもう流れなくなったから、大変ですっていうのは、私は考え方が逆だと思うんです。だから、本当に水害対策など、水害の被害から住民を守るというんだったら、そういう河川の改修は当然やらなきゃならないけども、その根本的な問題で、まちづくりをどうするのか、開発行為を場合によっては規制する。だから、防災対策の観点で私は、やっぱりまちづくりをやっていかないと、幾ら河川改修をやっても、これは私は限界があるというふうに思っております。河川課、よくやってもらっていると思いますけども、様々ないろんな要望が出るとは思いますけど、私は、そういう開発の一定の規制という、これも必要じゃないかということをしたんですが、少し、河川課長の認識を伺いたいと思います。

○久城委員長

三原河川課長。

○三原河川課長

ありがとうございます。今、開発の話をいただきましたが、もともとの松江市黒田町辺りは田んぼの多いところでありまして、今ほど建物が多く建っていなかったというふうに認識しています。今、委員おっしゃいましたとおり、その影響もあって、川の中に流出してくる水の量っていうのは確実に増えているんじゃないかと思います。現在、一生懸命対策は進めているんですけども、今後さらに開発が進んだりした場合に、より流出量が増えるんじゃないか、気候変動の影響もありますが、流出量が増えるんじゃないかという心配はございます。

そういう点もありまして、これ全国的に進められている話ではあるんですけども、特定都市河川の指定という制度を今、国のほうで設けておりまして、これは何かといいますと、開発をしたときに、流出する水の量が増えないような対策を開発者のほうで取っていただくというようなルールがございます。こちらにつきましては、まだ県内で指定した事例はございませんが、今、松江市とか、あと、浸水被害が多い出雲市、両市とはこの指定をしたほうがいいんじゃないかとか、するにはどういう障害があるかとか、その辺りの検討を進めておりまして、この指定をするっていうことも、被害を防ぐという面では一つ効果があるんじゃないかと考えておりまして、現在まだ決まったところはございませんが、引き続き、両市と調整を進めていきたいと考えております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

私は、今、松江市で、線引き制度をどうするかという議論が行われていますよね。私はやはり線引き制度を廃止するのか、どうするのかということを考えるときには、私は防災の観点ですね、私たちの身の回りが、水害を含め、そういう制度を廃止したことによって、いかなるデメリットが起こるのか、その観点を持ちながら進めていく必要があるなと私は思っております。これは意見です。

それから、もう1点、やはり公共インフラというのが老朽化してきているわけですよね。だから、びっくりするようなことで先ほど話しましたが、道路案内標識柱が倒壊したり、道路照明柱が倒壊したり、こういうことが起こるわけですよね。または、日御碕線でも道路が崩落したりとかいうことが起こるわけですよね。起こってから、そういうことが起こってから対策取るのは、これ当然なんだけど、先ほど来言うように、やはり未然にどう防止するのか、その点でいえば、道路でいえば道路パトロールとかやっていますよね。だけど、同時に私は、地域の総合力の力で災害を未然防止するという機運を盛り上げていく必要があると思うんです。その一つが、道路でいえばパトレポですね、地域の人たちから、住民の人たちから様々な情報を上げてもらうというやり方ですね。そういう、みんなでその地域の安全をつくっていくという機運を、私は、土木部もそういうことを発信していただきながら、県民全体で安全安心な地域をつくるという、その機運醸成が私は必要だというふうに思っております。これは意見であります。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で、報告事項の調査を終了いたします。

この際、土木部全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いいたします。

中村絢委員。

○中村絢委員

私のほうから1点。今、島根県において半島防災、大変皆さんにもお世話になっておりまして、木の伐採とか、いろんなどころの道路の事業等推進していただいて、大変ありがたいと思っているところでございます。

その中で、先般、実は、島根原発が立地する鹿島町の片句地区の方々にお声がけいただきまして、意見交換させていただきました。その中で、片句地区でいうと、特に鹿島町の

中でも最も原発に近い、ふだんから例えばダイナマイトの音が聞こえるとか、特に島根県松江市の中でも一番心的な影響、目に見える影響というよりも心的な影響といいますか、負担なのかそういったところを抱えておられるところでございます。その方々に、現地を見てくれということで現地を見させてもらったのが、片句地区から原発に行くまでのところに、松江鹿島美保関線っていう県道が走っているわけですが、その現状を見させていただきました。その道は、一番はじめにつくられた道路なのか分かんないですけど、随分道も狭いですし、中央のほうから段差ができるぐらい道路としてズレているっていうか、もうアスファルトは割れてしまっている状態。そこに県の砂袋等とか、コーンとか、ああいったものがちゃんと置いてあって、崩れている部分を県は認識しておられる、その上にさらに、この時期ですので草が覆いかぶさるような状態で、随分多分放置されているんだろうなというような状況が広がっておりました。それも一か所ではなくて、何か所もありました。

今、半島防災というところで、その財源の半分を中国電力で出しているところでもございますけども、そこに配慮しろっていう意味じゃないんですけども、やはり片句地区の人からすると、この道路の維持の部分、半島防災っていうところの中では、特に自分たちが一つ優先されるべきなんじゃないかっていうような考えは、多分、自然に人として出てくると思うんです、一番近いところで。でも、それがほかのところ、今やっておられるところは当然半島防災として計画の中で必要な部分をやっておられると思うんですけども、片句の方々からすると、もう既に、すぐやってほしいところがずっと放置されていて、特に自分のところは一番原発に近い地域だということで、変に反対感情が生まれやすいような環境にもなっているところです。

当然、私としては原発に反対する気持ちはないし、むしろエネルギー安全保障の面では必要なものだと思うんですけども、やはりその片句地区のところはしっかり目を向けていただきたいなというふうに思っております。

あの辺の、松江鹿島美保関線の片句地区の道路についてはちょっと、優先的にやってくれっていうつもりはないんですけども、本当に一番原発に近い、集落であるっていうところはしっかり認識していただいて、必要な事業、工事等はしっかり進めていただきたいなというふうに思っております。そのことをお願いさせていただきたいと思っておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。もし返答があればお願いします。

○久城委員長

勝部道路維持課長。

○勝部道路維持課長

日々の道路パトロールと、あと、年に一回程度ですけども、草刈りとか、道路の維持管理に日々努めておりますけども、先ほどお話しいただいたように、片句地区でそういった状況があるということお聞きしましたので、もう一度事務所にも伝えまして、状況を把握して、必要な対策をまた検討してまいりたいと思っております。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

よろしくお願いします。

○久城委員長

よろしいですか。

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で土木部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

ここで、休憩を11時まで10分間入れます。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、企業局所管事項について調査を行います。

はじめに、企業局長の挨拶を受けます。

高宮企業局長。

○高宮企業局長

久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様には、平素から企業局の業務につきまして御指導いただき、誠にありがとうございます。

令和7年度の決算の数値を整理したところでありますので、速報として、主な特徴を紹介させていただきます。

まず、電気事業でありますけども、特に梅雨どきの雨量が少なかったこと、また、冬場の降雪量も少なかったということに起因しまして、主力であります水力発電の収益が伸びず、全体で約9億2,000万円の純利益にとどまり、対前年度では6億5,000万円余の減となったところであります。この純利益の活用のための処分につきましては、今後改めてお諮りすることとしております。

その他の事業会計も含めまして、決算の速報値につきましては、詳細につきましては決算特別委員会で御報告し、御審議をいただく予定としております。

江津地域拠点工業団地の第3期の拡張工事、また、安来市切川地区の工業用地の造成工事は、現地の工事に着手をしたところであります。

本日は、これを含めて、報告案件2件、御説明をさせていただきます。どうぞよろしく御審議のほど、お願いいたします。

○久城委員長

ありがとうございます。

それでは、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は、全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次説明をお願いいたします。

武田経営課長。

○武田企業局経営課長

企業局資料の1ページをお願いいたします。

企業局の4事業の経営の指針といたしまして、企業局経営計画を定めております。この経営計画に基づきまして、事業の進捗状況を毎年度、この6月議会の常任委員会で報告をさせていただきます。

本日は、令和7年度の実績及び第3次計画の最終年でございましたので、成果について

御報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料の表、左上の目標という欄がございまして、それぞれの事業に対して目標を記載しております。この目標を達成するための数値指標を達成年度及び目標値の欄Aに記載しております。令和7年度の実績がその右側B欄になります。また、成果指標の中で、星の印があるところは毎年度の目標が定まっているもの、星がついていないものは第3次計画の期間内の10年うちに達成する目標として設定をしているものです。令和7年度の実績としては、星がついているところについて主に説明をさせていただきます。

まず、電気事業です。電気事業の目標としましては、供給する電力量で全発電計では、目標値を下回る82.4%の達成率となっております。内訳としましては、水力と風力については目標を達成しておらず、太陽光は目標を超えております。事業の主力であります水力発電につきましては、昨年度は降水量が少なく、県東部では例年の9割程度、特に西部地方では例年の86%でございまして、水力の発電量が少なくなりました。風力につきましては、9号機で修繕のために1か月程度停止していたこともありまして、目標を下回る実績となりました。太陽光につきましては、水力発電とは反対で、雨が少なく好天でありましたことから目標を上回る発電ができました。

その下が発電によりますCO₂の削減量です。実績は発電量に比例する形で出てまいりますので、全体としましては供給電力量と同様に、目標を下回る82.4%となっております。

その次は、年間の故障停止時間で、水力発電では目標を超えるような停止が発生いたしました。これは三成発電所の落雷にかかる事故によるものでございます。

続きまして、工業用水道事業です。主に安全供給ということを主眼に置くことから、給水制限日数ゼロ日の目標を設定しているものですが、昨年度は降水量が少なく、飯梨川工水において8日の給水制限を行ったため、目標は未達成となりました。

その下、水道事業につきましては、同じく給水制限日数がゼロ日という目標について、設定しているものですが、飯梨川水道、斐伊川水道において給水制限を行ったため、未達成となっております。また、飲み水ですので、水質の目標を定めております。浄水池濁度0.1度を達成しない日が江の川で7日あり、目標のゼロ日に対して未達成となりました。ただ、国の基準は2度以下で、それより厳しい目標を立てておりますので、この超過につきましては、安全性に影響はございません。また、浄水池色度については、目標の色度2度以下、ゼロ日を達成しております。

次、2ページを御覧ください。一番上の水質目標の末端残留塩素濃度ですが、三つの水道全てでゼロ日となっており、目標を達成しました。

次に、宅地造成事業につきましては、年度ごとの目標は定めておりませんので、後ほど、3次経営計画の成果で御説明をさせていただきます。

最後に、個別的取組で、4つの会計に共通する取組の内容になります。危機管理訓練の回数、職員の技術資格取得件数、ホームページのアクセス数、いずれも目標に達している状況です。施設見学・出前講座の参加者数について未達成となりました。これはコロナの関係で、参加者数が落ち込み、増えてはきておりますけれども、目標まで戻っていない状況ということでございます。また、水源の涵養という意味合いで行います森づくり事業の箇所は、植栽をしていただける団体への参加者が減っているということで、参加者数が未

達成となっております。

最後に、職員が地域活動へ参加する件数は、天候等の関係もあり、中止がありましたため、目標に達しませんでした。

以上が成果指標の実績になります。

続いて、2 ポツ、令和7年度各事業の取組状況です。

(1) 電気事業では、水力発電所はF I Tの活用により利益を確保、利益の一部を一般会計へ繰り出し、再生可能エネルギーの導入促進、国スポ、全スポの開催経費等に活用をされます。また、尾原ダムに水力発電施設設置・運営事業を行う事業者の公募で、事業候補者に選定されました。今後、令和13年の運転開始を目指し、事業を進めてまいります。

3 ページを御覧ください。(2) 工業用水道事業では令和7年4月から、飯梨川工業用水道料金を1立方メートル当たり7.5円値上げし、25円としております。また、飯梨川、江の川ともに計画に基づき、施設の改良、修繕を実施しました。

(3) 水道事業でも、計画に基づいた施設の改良、修繕や、斐伊川水道の契約水量の増加に対応する三代浄水場のろ過池増設工事を実施しました。そのほか、江の川水道料金の低減の新たな取組として、江津浄水場太陽光発電所の電気事業から水道事業への移管を行いました。これにより収入が増えることとなりますので、今年度料金から料金低減を行っております。

(4) 宅地造成事業では、商工労働部や江津市と連携し、企業誘致を進めておりますが、令和7年度の江津工業団地の分譲実績はございませんでした。第3期造成については、令和8年3月から造成工事に着手をしております。ほか、県西部の県営工業団地の販売促進のためF I T非化石証書の代理購入制度を導入いたしました。また、安来切川地区工業用地は地権者と土地売買契約を締結し、進入路設置等の造成準備工事に着手をしました。

3 ポツ、第3次経営計画の成果と課題についてです。

(1) 成果としましては、①電気事業でF I Tを活用した大規模改修により収益の大幅な増加。②新規水力発電所や太陽光発電所の建設で、再生可能エネルギーの導入拡大を推進。③工業用水道事業、水道事業は、安定した水質で支障なく用水を供給。④飯梨川工業用水道の送水管耐震化事業を推進。⑤斐伊川水道では給水量の増加に対応し、ろ過池と取水・送水ポンプを増設。⑥宅地造成事業では、平成30年8月に江島工業団地が完売、江津工業団地では6件の分譲。⑦江津工業団地の第3期造成事業、安来切川地区工業用地造成事業に着手が主なものでございました。

(2) 課題としましては、①ダムや導水路などのリニューアル対象外施設の適切な維持管理。②工業用水道施設、水道施設の老朽化、耐震化の対策。③工業用水道事業の経営の健全化。④工業団地の分譲促進となっております。今後、第4次計画に基づき対応した取組を進めてまいります。

成果指標の実績、取組状況、第3次計画の成果と課題について、御報告をさせていただきました。

なお、4 ページには参考として、今年度からの第4次計画の経営目標を掲載しております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

國谷工業団地整備室長。

○國谷工業団地整備室長

資料は、5 ページを御覧ください。私からは企業局が進めております宅地造成事業で、江津工業団地の第3期造成事業と安来市切川地区の工業用地造成事業につきまして、ともに現地で工事着手いたしましたので、その状況について、御報告いたします。

はじめに、江津地域拠点工業団地についてです。全体計画の概要につきましては、御覧のとおりでございます。令和10年度中の完成を目標に工事を2期に分けて施工することとしております。

1期目といたしまして、H I 区画、約7.3ヘクタールの造成工事を3月に契約しております。対象となるH I 区画は、右上の航空写真に赤線で旗揚げしている部分でございます。

契約の概要につきましては、下の表のとおりです。

工事名は、江津地域拠点工業団地（H I 区画）造成工事。工事概要は、切土工約29万立方メートル、盛土工約20万立方メートル、調整池2箇所。契約日は、令和8年3月13日。工期は、令和8年3月14日から令和10年3月24日まで。契約金額は、13億8,820万円。受注者は、今井産業・原工務所・江津土建特別共同企業体で、代表者は、今井産業株式会社でございます。

なお、知事部局が発注する工事では、地方自治法に基づき、予定価格が5億円以上の場合には議会の議決を要するとされておりますが、企業局が発注する工事につきましては、地方公営企業法に基づき、議決を要しないものとされております。そのため、事後ではございますが、契約結果について御報告させていただきました。

参考までに、次のページに関係する法令の条文をつけておりますので、後ほど御覧いただければと存じます。

契約後の工事の状況ですが、4月から自治会や団地内企業への説明を行い、5月にボーリング調査や試験施工などの準備工に着手したところでございます。8月からは、切土、盛土といった敷地造成に着手できる見込みでございます。なお、敷地造成に伴って発生する残土につきましては、処理費用を縮減するため、国土交通省が発注する江の川河川改修工事への流用を予定しております。

次に、7 ページを御覧ください。安来市切川地区の工業用地造成事業について、現在の状況を説明いたします。全体の計画概要は御覧のとおりでございます。造成イメージ図にありますとおり、工場などの建物が建つ北側を第1期エリア、主に駐車場となる南側を第2期エリアとして計画しており、スケジュール表のとおり、第1期エリアを令和10年度に、第2期エリアを令和12年度に引き渡す予定で工事を進めてまいります。現在の工事等の実施状況としましては、3月に契約した準備工事に5月に着手し、進入路や仮設歩道といったものを設置しているところでございます。盛土材は、購入費を節減するため、安来道路の4車線化工事に伴い発生する残土を約20万立方メートル受け入れることとしており、7月から敷地内への搬入をはじめることとしております。なお、この準備工事のほか、今年度は防災調整池工事と外周道路改良工事を7月に、盛土管理工事を8月に契約する予定です。そして、1期エリアの地盤改良工事を9月の契約に向けてこれから発注することとしております。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございましたらお願いします。

尾村委員。

○尾村委員

経営計画の評価という点ですね、企業局の経営計画、経営というのは、地方公営企業法の経営の基本原則にのっとって行われているという認識であります。地方公営企業法の、いわゆる経営の基本原則というのは、経済性を発揮するということ。それから、公共の福祉を増進するということ。この2つが経営の基本原則ということになると思います。公共の福祉という点でいえば、例えば水道事業でいえば、水道料金を低減するということになるかと思います。この点でいうと、企業局として江の川水道料金を低減するために、江津浄水場の太陽光発電の収入を水道事業に移管するという措置を取っていただいて、江津、大田の受水団体としては負担が軽減されたという点で、受水団体のほうから非常にこれ、歓迎されているわけですね。私はこういう工夫というか、この取組という点については評価するものです。あわせて、経済性の発揮と同時に公共の福祉の増進、これは両方とも当てはまるというふうに思いますけれども、尾原ダムに水力発電施設の設置を行う方向、これを決断といいますか、やることになった。

それから、今後でいえば、三代の浄水場での太陽光発電の検討なども考えられているということがあると思います。私は、これら取組というのは、非常に考えに考え抜いて今進めておられるというふうに思っておりまして、非常に期待をしております。引き続き、今後の経営においても、この公共の福祉の増進の部分と経済性の発揮、この両立を図るという点で、様々な知恵と工夫を引き続き一層していただきたいなということをお願いしたいと思うものであります。企業局長の考え、お願いしたいと思います。

○久城委員長

高宮企業局長。

○高宮企業局長

先ほど、経営の基本原則ということで紹介をいただきました。まさに企業局では、具体的にいきますと安全性、そして低廉なサービス料金、それから持続可能なものという途切れないというサービス、こういったようなことを意識して、県民サービスに貢献していきたいというこういったような思いで取り組んでいるところでありまして、そのために、引き続きいろんな工夫改善をということでしたけども、まさに現状をよく見て、工夫できることはないかということを点検しながら、もしそういったような改善、工夫できるものがあればそういったような方針を取り、それを着実に進めるということをしていきたいと思っております。先ほど御紹介いただいた取組、まずはこういったようなものを完成させて、事業を運転開始につなげていきたいというこういったような思いで、今取り組んでいるところであります。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

例えば、水道の問題でいったら、県内の水道事業体の料金の値上げの状況を見ると、こ

の間たくさん上げていっているわけですね。私は、県内の水道事業体の状況を見てみると、非常に厳しい状況下だけど、例えば江の川水道で関係がある大田市とか、それから江津市というのは、令和元年以降、料金の値上げをしてないんですよ、ここは。そういう中で、今年度から企業局は供給単価を若干なりとも引き下げてくれたということは、私は、これは非常に大きな意義があると思っております。事実、江の川がある江津市などもお聞きしてみると、企業局が供給単価を下げたということで、真剣に江津市の内部で水道料金を引き下げることができないだろうかという検討も、市長を先頭にしてくださったというそういう報告も受けております。こういう企業局の努力が、受水団体での料金を下げているという流れが誘発されているという点は、私は非常にうれしく思っておりますので、引き続いての様々な御尽力をお願いしたいと思います。

○久城委員長

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了いたします。

この際、企業局全般に関しまして、委員の皆様から何かありましたらお願いします。

それでは、以上で企業局所管事項の調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

委員の皆様は、そのままお待ちください。

〔執行部入替え〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより防災部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、防災部長の挨拶を受けます。

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

おはようございます。久城委員長、野津副委員長をはじめ、各委員の皆様方には、平素から防災部所管の業務につきまして格別の御高配を賜りまして、ありがとうございます。お礼を申し上げます。

まずは、6月23日19時26分に出火が確認されました出雲市今市町における建物火災につきましては、昨日ですけれども、夜の19時30分に出雲市消防本部が鎮火を確認しております。詳細は調査中ですけれども、15から20棟が焼損されたとされておりました、ただ、詳細につきましては現在調査中ということでございます。この間の出雲市消防本部及び出雲市消防団をはじめ、関係の皆様の消火活動等に関する御尽力に対しましては、改めまして深く敬意を表しますとともに、被害に遭われた皆様には深く謹んでお見舞いを申し上げたいと思います。

また、今週末には台風7号が西日本に接近するという報道されておりますけれども、コースが大分南側のほうになりまして、直接の影響は多分ないんじゃないかということになっておりますけれども、ただ、梅雨前線がございますので、やはり気象庁からの情報等につきましてはしっかり確認の上、必要に応じて万全な体制を取ってまいりたいと考えております。

本日は、この後、一般事件案といたしまして令和7年度一般会計補正予算の専決処分の

案件と、あと報告案件として4件の説明をさせていただきます。なお、本日、藤井統括防災危機対策監につきましては、総務省消防庁の求めによる出張のため、欠席させていただきます。御容赦いただきますようよろしくお願いいたします。本日は御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託された防災部に係る議案は、一般事件案1件です。

それでは、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明をしてください。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

資料の1ページでございます。承認第3号議案、令和8年3月31日、専決処分の令和7年度島根県一般会計補正予算（第13号）の防災部関係分につきまして御説明をいたします。

歳出総括表の中ほど、補正額B欄に記載しておりますが、消防総務課で1億1,870万円余、防災危機管理課で30万円、合計で1億1,900万円余を減額補正するものでございます。

次の2ページにこの内訳を記載しております。消防総務課の防災情報システム整備事業費は、防災行政無線中継局舎の耐震化工事や地域衛星通信ネットワークの更新整備などの実績減、防災危機管理課の震災・風水害等災害対策事業費は、備蓄物資の追加拡充事業の実績減によるものでございます。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

説明ありましたが、質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第3号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第3号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

それでは、報告事項について、執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明を受けた後、一括して受けることとします。

それでは、順次お願いいたします。

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

資料の3ページでございます。私からは、消防指令業務の共同運用について御説明をい

たします。

今議会の知事提案理由説明におきましても触れておりますけども、消防本部が119番通報を受けまして、現場の特定、出動指令等を行います、消防指令業務の共同運用に向けた検討を県内消防本部とともに進めてまいります。

まず、最初に、その目的を1ポツのほうに記載しております。スケールメリットを生かした効率的で機動的な消防体制を構築することによりまして、地域消防力・防災力の維持・充実に努めてまいりたいと考えております。

2ポツに現状として記載しております。最初に、県内消防本部の状況でございますが、県内各消防本部では、指令業務を迅速的確に行うためのシステムを個別に整備運用されておりますけども、多くの消防本部でおおむね10年ごとに全面更新され、その間に部分更新としまして機器の入替え等を行っておられます。運用中の現システムに係ります整備費用を集計いたしますと、9消防で31億円余となっております。また、通信指令員として、専任で95名、兼務で24名が配置されております。

次に、(2) 全国の状況でございますが、今年の4月1日現在でございますが、全国719の消防本部のうち323、約45%の消防本部で通信指令の共同運用を実施されております。参考として、消防庁の調査結果を記載しておりますけども、システムの一括整備による経費削減や通信指令員の他部門への再配置を実現されております。こうした状況を踏まえまして、県内消防本部に検討への参加を働きかけ、全ての消防本部管理者から了解を得たところでございます。

次に、今後の検討の進め方を3ポツのほうに記載しております。(1) としまして、島根県常備消防広域化検討委員会での検討としておりますが、県では平成20年に消防組織法の規定に基づきまして、県の常備消防広域化推進計画を策定しております。現計画には、消防指令の共同運用など、消防間の連携・協力につきましては特段触れておりません。一方、資料に記載しております消防庁の告示にありますとおり、指令の共同運用についての検討結果をこの計画に反映させることが必要であるとされていることや、県内消防本部からも、まずはこの計画の回答を求める声があることなどを踏まえまして、県内で実施する場合のメリット、デメリット等を整理し、計画に盛り込む形で改定をしたいと考えております。

次のページ、(2) になりますけども、この計画改定後、消防本部と連携体制を調整しまして、実務レベルでの具体的な検討を来年度以降に行っていくこととしております。その下、(3) その他としておりますけども、共同運用の開始時につきましては、各消防本部の指令システムの更新時期を踏まえる必要がありますが、その時期は消防ごとに異なりますので、今後、適切な時期を検討してまいりたいと考えております。また、消防が更新時期に合わせまして、共同運用の開始の次年度以降からでも参加できますような仕組みにつきましても、併せて検討していきたいと考えておるところでございます。

4ポツは、今年度のスケジュールでございます。御説明しました島根県常備消防広域化検討委員会を来月のところで設置、開催いたしまして、計画の素案を12月の委員会に報告させていただいた上で、パブリックコメントを実施、3月に最終の計画案を本委員会に報告したいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

藤原防災危機管理課長。

○藤原防災危機管理課長

資料５ページを御覧ください。私からは、島根県国民保護計画の変更について報告をさせていただきます。

まず、県の国民保護計画についてです。１の（１）に記載しておりますが、この計画につきましては、平成１６年９月に施行されました国民保護法及び平成１７年３月に閣議決定されました国民保護に関する基本指針に基づきまして、平成１８年１月に計画を策定しております。計画の中では、住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処の３つの柱に基づきまして、県が行う措置ですとか、平素からの備え、訓練等について記載をしています。

次に、今回計画を変更する経緯でございます。２の（１）です。政府が今年３月末に国民保護に関する基本指針の一部を変更するとともに、緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本方針を閣議決定いたしました。その下の括弧書きでシェルターの定義を記載しておりますが、ここでいうシェルターとは、爆風などから直接受ける被害を軽減し、周囲の安全が確保されるまでの一時的な避難に活用するためのコンクリート造りなどの堅牢な建物のことで、既存の建物のうち市町村から候補として届出があったものについて指定しております。

この基本方針の主なポイントを３点記載しております。１点目、国はシェルターをこれまで都道府県単位で人口カバー率１００％を目標として取り組んできましたが、今後は市町村単位で人口カバー率１００％を目標とするということ。２点目としまして、官民連携の推進ということで、民間事業者の協力を得ながら、駅や地下街、大規模建築物など、民間事業者が所有する施設の活用を検討していくこと。３点目、自然災害との連携としまして、自然災害時に避難施設としても使用できるようにして、あらゆる緊急事態に対応できるように備えること、などが今回の方針の内容でございます。

２の（２）、（３）でございますが、県では国民保護法に基づき、国の基本指針や基本方針の内容を踏まえまして、計画を変更する必要があります。計画の変更に当たっては、島根県国民保護協議会への諮問と内閣総理大臣への協議が必要になってまいります。

続きまして、計画の主な変更内容でございます。３の（１）ですが、基本指針に規定している救援の内容に、このたび福祉サービスの提供が追加されたことなど、基本指針の救援に係る記載の変更に伴いまして、その旨を県の計画にも記載するものでございます。

具体的には、別冊として本日お配りしております島根県国民保護計画新旧対照表の３ページ左端に、表側番号７番と書いたところを御覧いただければと思います。この表ですが、左から順に番号、変更する計画の該当箇所、項目名、変更案の内容、現行の計画内容、変更する理由などを記載しておりますが、計画の第３編第５章の１、救援の実施の中にキとしまして、今回福祉サービスの提供という文言を県の計画にも追記するものでございます。

表側番号、その下の８番から９番も、国の基本指針の救援に係る記載の変更に伴い、文言を加除修正しております。もう一つの主な変更理由ですが、県の避難施設の指定の考え方に基本方針の名称を追記するものでございます。具体的には、別冊新旧対照表の１ページに戻りまして、２ページ目の表側番号５番を御覧ください。第２編第２章で、５（１）

避難施設の指定の考え方の中に、国が定める「緊急事態を想定した避難施設（シェルター）の確保に関する基本指針」という文言を追記しております。そのほか、国の基本指針に合うように記載内容を県の計画のほうも更新しております。

今回の変更内容は、全都道府県で統一的に変更しようとするものでございまして、島根県として独自に変更することを予定しているものではございません。

資料5 ページ目のほうにお戻りください。最後に、4、今後のスケジュールでございまして。6月末から1か月間パブリックコメントを実施した後、8月上旬に島根県国民保護協議会に諮問し、8月の下旬には内閣総理大臣に協議したいと考えておりまして、この計画を変更した後、改めましてこの委員会で報告させていただく予定としております。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

神村原子力安全対策課長。

○神村原子力安全対策課長

私からは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法、いわゆる原発特措法に基づく「立地地域」の指定申出について報告をさせていただきます。

資料6 ページを御覧ください。原発特措法に基づく特別な支援を受けるためには、国が立地地域として指定し、振興計画を決定する手続が必要となります。その手続において、県から国に対する立地地域指定申出書の提出や、立地地域振興計画案の提出に当たっては、関係市の意見を聞くこと、また、国から指定や決定を受ける際には、内閣総理大臣を議長とする原子力立地会議の審議を経ることが法律で定められております。

次に、2の申出書のポイントでございしますが、立地地域として、松江市、出雲市、安来市、雲南市の全域について申出を行うことを考えております。申出どおり指定されれば、現在対象となっていない松江市、旧美保関町、旧東出雲町、旧八雲村、旧玉湯町、旧宍道町、旧八束町と、出雲市、安来市、雲南市が新たな立地地域となります。そのほか、申出を行う4市について、自然的、経済的、社会的一体性の観点から、一体として振興する必要性や立地地域振興の方向性等基本目標等について記載をしております。

続いて、3のスケジュールにつきましては、関係4市へ申出に係る意見照会を行ったところ、いずれの市からも異議はありませんでしたので、来月、立地地域の指定に係る申出を国へ提出したいと考えております。次の手続となる振興計画については、前回この委員会においても御質問いただきましたが、年内をめどに取りまとめ、国へ提出したいと考えております。

最後、4、鳥取県については、米子市と境港市がUPZをその行政区域に有することから、立地地域の指定申出を準備しており、国の定めに基づき、立地県である島根県の同意を得て申出を行う予定であります。

私からの説明は以上です。

○久城委員長

田中原子力安全監視室長。

○田中原子力安全監視室長

それでは、資料の10 ページ目を御覧ください。私のほうからは、島根原発2号機原子炉内の燃料支持金具の取違えに係る県の対応につきまして御報告させていただきます。

本事案は、原子炉内の部材である燃料支持金具の通水穴の寸法が設計上の仕様と相違していることが分かり、4月30日に中国電力が公表したものです。県は、松江市とともに当日のうちに立入調査を実施しております。その後、中国電力より取り違えが起こった原因の調査結果や、再発防止対策などを取りまとめて6月1日に公表しました。それを受けまして、第2回目となる立入調査を6月8日に行いましたので、これについて御報告させていただきます。

まず、2ポツ目のほうには、取違えが発生した経緯について触れております。当時、定期検査に併せまして、別のジェットポンプという機器の修理工事を行っていた際に、部材を原子炉内に誤って落としてしまい、燃料支持金具一個にへこみ傷が発生したことによりまして、工事を施工していたメーカーの補償工事として燃料支持金具を取替えることになったものです。その際、(2)の取違えの原因に記載しておりますとおり、①の正規の金具とつかみ具の動作確認用の品とが見た目では判断しづらいようなものであったこと。②の2種の金具が、同じフロア内に混在していて、仮置場所の区分管理やタグなどで識別表示がなされていなかったということ。③のメーカーの補償工事として、メーカーの責任で実施されたものであったため中国電力の関与が十分ではなく、また、当時は追加の作業手順を要領書に反映することがルール化されていなかったこと。④の部品を確認する際には、間違った部品でないことを確認する、といった作業員にとって基本的な所作の教育が十分でなかったことなどが原因として上げられております。

次ページを御覧ください。これらの原因を踏まえまして、(3)の再発防止対策としては、先ほどの原因の①から④、それぞれに対しまして①から④の対策を、こちらはメーカー側とメーカーに発注する中国電力側の双方で実施することとされております。具体的には、①の、見た目で判断しづらかったことにつきましては、明らかに動作確認用品だと分かるような塗装色にしたり、そもそも設置しようとしても設置できないような形状、構造とすることなどを設計で要求すること。②の、同じフロア内に混在していたことにつきましては、仮置き場所を分けるとか、タグなどで識別を行うなどの作業上の配慮を行うこと。③の、追加作業であっても作業要領書に反映して、確認する仕組みが十分でなかったことにつきましては、これは後ろのほうの括弧内に記載しておりますけども、実は、2004年までのところで、追加の作業が発生した場合には作業要領書へ反映すること、あるいはその際に交換部品の仕様確認を行うことというのはルール化されておりますが、現実性をより向上させるため、仕様確認の際には個体識別番号まで確認すること。④でございますが、作業員に対する教育につきましては、本事例に関する事例教育を継続的に実施することなどを再発防止対策としております。

県では、これらの原因調査結果や再発防止対策が妥当か十分かなどを確認するため、3ポツの県の対応に示しておりますとおり、2回目の立入調査を実施しております。

(3)の調査結果の概要を御覧ください。1つ目のポツになりますけども、当時の工事管理運用に係る書類や、当時従事されていた担当者への聞き取り結果等によりまして、取違えに至った経緯を確認しております。こちら、30年以上前の時代の現場状況となりますので、一部推定による部分もありましたけども、推定に違和感はなかったと考えております。2つ目のポツになります。燃料の冷却余裕に関しましては、メーカーの評価結果報告書により、各運転期間中において、保安規定に定める運転上の制限値を下回る期間があ

ったものの、設計上の許容限界値 1.07 は満たしており、燃料の健全性は維持されていたことを確認しております。3 つ目のポツになります。中国電力、メーカー双方の要領書等に、再発防止対策を反映した改正内容が実際に記載されていることを確認しております。最後、4 つ目のポツです。メーカーの顛末書により、動作確認用品で他に実機に設置できてしまったり、本物との識別が不十分なものがないか確認しております、本事案で取違えた金具以外には抽出されなかったことなどを確認しております。

中国電力が策定した対策になりますけども、既に多くのものが導入済みとなっております。今後、同じようなことが起こる可能性は低くなっていると考えておりますけども、(4) の県からの要請事項にありますように、今後も継続して行う教育などの対策もごございますので、中国電力に対して、それらを確実に実施していくことなどを求めたところがあります。

私からの報告は以上となります。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございましたらお願いをいたします。

中村絢委員。

○中村絢委員

御説明いただきましてありがとうございます。5 ページのシェルターの件についてなんですけども、これは国の方針に沿ってその内容を変えて、取りあえず一旦終わりの話なのか、それとも地域内でそのシェルターを今後確保する、市町村単位で人口カバー率 100 % を目標っていうことなんですけども、具体的に動き出しますっていうことなのか、その辺ってどうなんですか。

○久城委員長

藤原防災危機管理課長。

○藤原防災危機管理課長

現在も県から国のほうには、市町村から候補地を上げてもらって提出をしております、さらにそれを進めていきたいと思います。現在は、県全体で見て 100 % を超えようという取組をしているんですけども、これをさらに市町村の偏りがないようにということで、より緻密に目標を設定したというものでございます。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございます。ちなみに、一般の方々に説明する上で、シェルターっていうと、ぱっと見よくあるような地中に埋めたりとか、本当にもう海外のいわゆるシェルターみたいなイメージなのか、それとも、日本国内のシェルターっていうのはそれに準ずるものなのかどうかという、官民連携っていうのもここにも書かれたんですけど、例えばどういったものがあるか教えてもらってもいいですか。

○久城委員長

藤原防災危機管理課長。

○藤原防災危機管理課長

ここでいうシェルターとは、先ほど委員がおっしゃられましたとおり、いわゆる分厚い

鉄筋コンクリートで囲まれて、有害物質を除去する換気装置だとか、非常用の脱出口だとか、そういったものが備えられてるような強固なものではございません。通常の公共の建物とか駅とか、コンクリート製で爆発物が爆発したときに、直接身体に被害を与えないようなものを、一時的に過ごせるものということで、公共の建物、そういったものを今リストとして指定されております。

○久城委員長

中村絢委員。

○中村絢委員

ありがとうございました。ちょっと持論ですので答弁は求めないんですけど、本当に日本みたいな国っていうのはトンネルがたくさんありますので、トンネルを使ったシェルターってできそうだなというふうにはちょっと思うので、ぜひ1つの案として頭の片隅に置いておいてください。よろしくお願いします。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

原発のいわゆる燃料支持金具の取違えということで、今、縷々事案の経過なり、原因と対策なり、または再発防止対策なり説明がありました。私は、これ本当に何でこんなことになるのかなと思うんですよね。結果的にこれは、40年を超す運転をやるための、特別点検を実施するかどうかということ判断するがための点検中に、結果的に分かったってことだと思えます。結局、30年間設計とは違うものが、基本的に取り付けられていたということで、一般の県民からしたら、松江の市民からしたら、何でこんなことになっているのかと、何で分からなかったのって、そういう素朴な疑問っていうのは数多く出されているわけですよね。私はやっぱり心配するのは、一つ一つのやはりミスとかトラブルとか、これはきちっと再発防止していかないといけないけれども、いつか大きな事故につながるものがあっては絶対にならない。原発でのミスとかトラブルというのが、これが本当に事故につながるようなことになっては本当にならないと思うんです、これはね。これは本当に島根県民の命の安全を守るためにも、本当にこれは絶対に防がないといけない。私は、率直に危惧しているのは、中国電力がこういうトラブル続ける原因というのはなぜなのかっていうことを、私はやっぱり考えるんですよ。何でこういうふうにトラブルが続くんだらうかっていうこと考えたときに、基本的に国の施策が、原発は基本的に推進ですよ、第7次エネルギー基本計画で最大限活用するということで、推進に完全にかじ切ったと。だから、中国電力は当然、国が原発推進だから自分たちも原発推進、こうなりますよね。そうして、やはり現実問題、電力供給をほぼ独占しているという、そういう特権意識は、私は当然やっぱり持っていると思います。それから、もう一つ心配するのは、もともと原発は事故を起こさないんだという安全神話がずっとあったわけですよね。これが本当に払拭できているのかどうかっていうことを、私は非常に心配するんですよ。その点で、県が組織改正する中で、原子力安全監視室をつくったわけですよね。やっぱり、私はこれは島根県の英断だと思います。しかるべきときにきちっと立入調査して、県としてチェックしている。ここは、私は本当に評価します。ただ、やはり行政のほうで、私は政治家だから今直接的な原因がそういう言い方したんですけども、行政のほうとしてはなかなか言

いづらい点があるかと思いますが、私がお願いしたいのは、根本的な原因、先ほど言ったように私は思っているんですけども、やはり県としては、やはり毅然として県民の安全守るためにも、毅然とした厳正なる対応チェックをしっかりやっていただきたいということは、重ね重ねお願いしておきたいと思っております。いかがなものでしょうか。

○久城委員長

田中原子力安全監視室長。

○田中原子力安全監視室長

尾村委員から、縷々御指摘いただきました。中国電力のトラブルを繰り返す背景に、そういった国の推進の姿勢とか、そういったところがあるという、御指摘だったと思います。なかなか我々として、背景にある原因というのを的確につかむっていうのは難しいとは思っております。これまでの事案について、例えば背景にあるもの、経営陣の経営の姿勢であったり、おごりとか体質みたいなところ、そういったところが、事案一つ一つにどういうふうに影響しているかっていうところにつきましては、我々の立入調査というところを通してになりますけど、事案について原因が何であったか確認する中におきまして、平時の姿勢あるいは背景のところに、何か不適切な不十分な状況が見られるようであれば、その点も含めて徹底した改善というのは求めていきたいと思っております。以上です。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

引き続き、厳正なる監視とチェック、お願いしておきたいと思っております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

まず、一昨日の火事のこと、消防隊、消防団の皆様に迅速に対応していただいていること、心から感謝を申し上げたいなと思っております。私も本当に地元の地元ということで、今日も朝、実は現場に行って、消防隊や警察の皆さんともお話をさせていただいたんですけども、その中で、今後に向けて、今出雲市とも連携しながら対応をいただいているというふうに思います。3つございまして、1つが、様々な、今、国の制度や法律等々も確認をしていただいていると思うんですけども、今回の火事が起こったところの被災者の方々への支援っていうところの、出雲市等を含めて、ぜひ県としても検討いただきたいなと思っております。今後も焼け跡の瓦礫の解体撤去だったりとか、基本的にはこの火事に関しては、個人の責任の中で行われていくということが、調べてみると聞いてはいたんですけども、それをしっかりと出雲市とも協議しながら、ぜひ検討してもらいたいなということをお願いしたいなと思っております。2つ目が、やっぱり今回火事を受けて感じたのが、今回、時間帯が夜だったっていうこともあって、消防団の方々含めて、集まりやすかったというふうに今日も聞きました。ただ、この消防団の皆さんの人員が減っているという中で、昼間の時間帯に起こっていたときには、やっぱり同じような対応が難しかったんじゃないかっていう話もしておられる中で、消防団の確保と消防団員の方々の処遇といいますか、待遇面の改善や、この前、安来に委員会視察にも行かせていただきましたけども、改めて自分も当事者になってみて、日頃の消防団や隊員の方々に対する敬意とともに、そこの担い手

をどう確保していくかっていうことが大きな社会課題として浮き彫りになったなっていることを、当事者になって強く感じましたので、その辺りに関して、いろいろ今までも取組はしていただいていると思うんですけども、改めて今後検討いただきたいということと、あとは御説明いただいた共同運用のところで、これも効率化していくとか、担い手を確保が難しくなっている中で効率化していくとかも、そもそもの連携体制をしっかり強くしていくという話かというふうに思うんですが、これも対応していただく中で、余剰の人員をしっかりと現場に振り向けていただきながら、対応をいただきたいということを思っています。

あとは、今回、原因としてやっぱり密集地というか、ほぼ長屋みたいな形、アーケードで火災があったということで、同じような木造密集市街地っていうんですかね、そういったところの防火対策等々、どちらかというと市町村が取り組むようなことなのかもしれないんですけども、同じようなところが起きないところに、どういう形で防火を普及、啓発、また、日頃の備えを行っていくかっていうことを、改めて島根県としても対応を検討いただきたいと思っているところで、すみません、長々と申し上げました。以上でございます。

○久城委員長

幾つかありましたが。

伊藤防災部長。

○伊藤防災部長

最初の件について私のほうから。総括的になりますけれど、このたびの出雲大火の話は、非常に迅速な対応をいただいたと思っておりますし、ただ、大きな被害が出ているというのは認識させていただいております。出雲市も含めまして、今、被害状況については確認中、あとは実際に避難者の方も出ておられます。その辺の対応されているとお聞きしております。状況を踏まえまして、出雲市とも連携して、適正に対応してまいりたいと考えております。

○久城委員長

吉川消防総務課長。

○吉川消防総務課長

何点かいただきました。最初、消防団の確保、待遇含めてというところがございますけれども、一番の待遇といったところは、国からの通知に基づいて、基本的にはそれに基づいて、県内でもそれに準じてやっているといるところでございます。ただ、委員発言のとおり、特に昼間、なかなか集まらないというお話もよく聞いておりますけれども、全国的な話でもございますし、地域の構造的な問題になっているのかなというところもありますので、直ちになかなか解決できる策があるわけではございませんけれども、実際、その消防団の確保、奔走していただいております市町村なり、現職の消防団の皆さんの御意見もよく聞きながら、例えば今、消防団の応援の店、この前も委員会の視察の中でも出ましたけれども、そういった取組でありますとか、県としてやるべきこと、環境整備でありますとかっていったところは、引き続き力を入れてまいりたいというふうに思っております。

それから、共同運用のことで、我々も資料の目的のところにも記載しておりますけれども、地域防災力の維持、充実につながるという判断の下に、今回、県内9消防のほうに働きかけをしたところでございます。人員についても、効率化して、要は経費を浮かしたところ

も含めてですけども、再配置をしたり、ほかの必要なものをそろえていただく、そういったところも含めて、あくまでも私のほうも消防力と防災力、充実、強化に向けての取組というふうに思っておりますので、御理解いただければと思います。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

野津副委員長。

○野津副委員長

すみません、私のほうから。先ほど森山委員から出雲市の火災の件がありまして、中心市街地で大規模な火災ということで、ショッキングな状況で、先ほど森山委員からもあった、いわゆる火災における国からの支援とか、災害とかっていうことは、いわゆる島根町の加賀の大火もありました。その前に糸魚川があって、火災というのは、基本的に災害認定にはならないところを糸魚川がなって、加賀も災害認定が認められたと。ぜひ、ここ島根県で、出雲市と連携を取るんですけども、そのとき松江市の対応で最もよかったのが、災害の認定を取るまでに風の強さとか、距離とか、向きとか、これが本当に自然の災害によるものなのかってところのエビデンスを取るのに結構時間を取りましたけども、何よりも一番早く、瓦礫の撤去だけを松江市は結構早くやったんです。今度、出雲市も実は災害認定に、なかなかないとは思いますが、この瓦礫の撤去のやり方とか在り方を、ぜひ県のほうで出雲市と協議する中で、ぜひ松江市の事例なんかも参考にしてもらいながら、早めに、まず土台づくりをやっていただければなというふうに思います。ちょっとどなたか、答えにくいかもしれませんが。

○久城委員長

藤原防災危機管理課長。

○藤原防災危機管理課長

先ほど、副委員長から御紹介ありました松江市のときの対応につきましては、当時強風が吹いておりまして、自然災害という扱いになりました。今回につきましては、当日は注意報等は出ておりませんで、副委員長がおっしゃるとおり、なかなか自然災害っていう扱いは難しいかなと思っております。今後の対応につきましては、先ほど部長も申し上げましたが、現在被害状況を確認中ですので、その状況を受けまして、必要な対応を取ってまいりたいと思います。先ほどの瓦礫の撤去に関しましても、関係部局に話があれば連絡したいと思っております。

○久城委員長

よろしいですか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

また、防災部全般に関しましてはよろしいですか。

それでは、以上で防災部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

それでは、午後1時から再開をいたしますので、お願いをいたします。

〔休 憩〕

○久城委員長

それでは、委員会を再開いたします。

これより、地域振興部所管事項について審査及び調査を行います。

はじめに、地域振興部長の挨拶を受けます。

加藤地域振興部長。

○加藤地域振興部長

皆様、こんにちは。久城委員長、野津副委員長をはじめ、委員の皆様方には、平素より地域振興部所管の事項につきまして、格別の御支援、御指導を賜っており、厚く御礼を申し上げます。

私のほうから、後ほど報告事項で説明させていただきますが、2点ほど申し上げます。

1点目が、Uターン・Iターンについてでございます。知事提案理由でもございましたが、数としてUターン・Iターンの実績、前年度と比べまして105人の減となっておりますけれども、一方で、無料職業紹介を通じた就職決定者数は過去最多の355人になるなど、島根への移住、定住の関心の高まりといったところも見受けられておるところです。こうした状況等も踏まえまして、様々な移住、定住の取組をしておるところでございますけれども、その1つではございますが、今年13日には、大阪ではじめてとなります島根移住相談会を開催いたしまして、来月の11日には東京のほうで開催も予定しております。引き続き、仕事、生活などの情報提供や相談、また、移住への関心層といったところへの働きかけなど、市町村や関係機関としっかりと連携いたしまして、移住、定住を促進できるように取り組んでまいりたいと思っております。

2点目が、隠岐汽船の運航ダイヤの変更でございます。本土と隠岐を結ぶ隠岐航路につきましては、昨年6月から船員不足により、通年でのフェリー3隻、超高速船1隻での運航が困難になり、減便となっているところでございますけれども、船員の離職等によりまして、3隻体制での運航期間がさらに減少するといったダイヤ変更が、先日の8日に公表されたところでございます。隠岐航路は、言うまでもございませぬけれども、島民や観光客などの移動や生活必需品の移送など、隠岐全体の住民生活や産業を支える重要な、かつ不可欠なインフラでございます。そういったことから、減便の解消に向け、引き続き地元と連携して必要な対応をしてまいりたいと考えております。

本日は、一般事件案1件、予算案1件のほか、報告事項5点について御説明をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○久城委員長

それでは、付託議案の審査を行います。

本委員会に付託されました地域振興部に関わる議案は、一般事件案1件、予算案1件です。

はじめに、一般事件案の審査を行います。

承認第3号議案のうち関係分について、執行部から説明を受けます。

新田地域政策課長。

○新田地域政策課長

それでは、地域振興部資料1ページをお願いいたします。承認第3号議案、本年3月31日付で専決処分を行いました令和7年度一般会計補正予算（第13号）について御説明いたします。

地域振興部の関係は、表に記載のとおり2課の二つの事業でございます。補正額の欄を

御覧いただきますと、しまね暮らし推進課では、わくわく島根生活実現支援事業費について８００万円余を、市町村課では、衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費について８，６００万円余を、右の内容欄に記載しております執行実績により減額したものでございます。総額で９，４００万円余を減額し、地域振興部の補正後の予算額は６７億１，８００万円余となります。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありましたが、質疑等ございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。承認第３号議案のうち関係分について、原案のとおり承認すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、承認第３号議案のうち関係分については、原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、予算案の審査を行います。第７７号議案のうち関係分について執行部から説明を受けます。

新田地域政策課長。

○新田地域政策課長

続きまして、資料の２ページをお願いいたします。第７７号議案、令和８年度一般会計補正予算（第１号）について、関係分を御説明いたします。

市町村課の人件費、委員報酬について、このたび特別職報酬審議会の答申等を受け、選挙管理委員４名の報酬について増額するもので、補正額は１０万４，０００円でございます。

説明は以上でございます。

○久城委員長

説明がありました。

質疑等はございますでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。第７７号議案のうち関係分について、原案のとおり可決すべきものとするに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

御異議なしと認めます。よって、第７７号議案のうち関係分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

次に、報告事項について執行部から説明を受けます。

質疑は全ての説明の後、一括して受けることとします。

それでは、順次お願いをいたします。

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

しまね暮らし推進課より、令和7年度におけるUターン・Iターン者の状況について概要を御報告いたします。

資料3ページを御覧ください。まず、1、概要についてでございます。県では、U I ターン者を県外から転入し、転入市町村に5年以上居住する意思のある者と定義し、平成27年度から独自に調査を実施しております。（1）Uターン・Iターン者数でございますが、総数は3,397人で、対前年度105人の減少となりました。内訳は、Uターンが1,888人で、対前年度125人の減少、Iターンが1,468人で、対前年度15人増加しました。不明者は米印で記載のとおり、5年以上住む意思はあるが、島根県の居住歴が未回答のためU I ターンの区別が不明な方と定義しており、41名いらっしゃいます。以降の資料におきまして、不明者数に係る説明は省略させていただきます。

次に、日本人と外国人の内訳でございます。日本人の総数は3,036人で、対前年度118人の減少となりました。内訳はUターンが1,838人、Iターンが1,163人となります。次に、外国人の総数は361人で、対前年度13人の増加となりました。内訳はUターンが50人、Iターンが305人となります。

次に、4ページを御覧ください。（2）年度別Uターン・Iターン者数の推移でございます。Uターン者数は全体の約6割、Iターン者数は約4割を占めており、この構成に変化はありません。グラフの青い線のUターン者は、令和3年度以降は横ばいの傾向でしたが、4年ぶりに100人以上の減少となりました。オレンジ色の線のIターン者は、令和3年度以降増加傾向にあります。

次に、2、年代別Uターン・Iターン者の状況でございます。表の太い線で囲んだ箇所が20代から30代ですが、U I ターン全体の約半数を占めるという構造に変化はございません。20代のU I ターン者数は青色の箇所ですが、U I ターンともに増加し、合わせて95人の増加となりました。30代は赤色の箇所ですが、U I ターンいずれも減少し、合わせて56人減少しました。

次に、5ページを御覧ください。（2）年代別のUターン・Iターン者数の推移でございます。①Uターン者数について上のグラフを御覧ください。コロナ禍前の令和元年度と比較しますと、青い線の50代は微増していますが、ほかの年代は減少しており、特にグレーの線の30代が30%減と大きく減少しています。赤い線の20代は、コロナ禍後はおおむね横ばいでしたが、昨年度は前年度比で19人増加しました。進学や就職等により県外に転出される方が、少子化の影響により年々減少している現状を踏まえ、近年の横ばい、あるいは増加傾向については、県出身の若年層を対象とした施策の効果が出はじめていると推測しているところでございます。30代の減少につきましては、仕事においてはキャリアを重ね、転職や賃金格差への不安であったり、結婚して家庭を持つ方も増え、自分の一存でのUターンの決断が難しくなることが要因としてあると考えております。

次に、②Iターン者数。下のグラフを御覧ください。令和元年度に比べて、オレンジ色

の線の40代を除く全ての年代で増加しており、特に赤い線の20代は、令和元年度比で34%、6年度比で18%増と大きく増加しています。これは、SNS等による情報発信の強化、都市部での多様なイベント実施や就職支援の強化など、若年層向けの取組が複合的に作用した結果だと考えております。

次に、6ページを御覧ください。6ページと7ページには、先ほど御説明いたしました年代別のUIターンをさらに男女別に分けたものとなります。主な特徴のみ御説明します。6ページの①Uターン、上のグラフの男性については、令和元年度に比べ、オレンジ色の40代と青色の50代は増えていますが、ほかの年代は減少しています。下のグラフの女性については、令和元年度に比べて赤い線の20代は微増していますが、ほかの年代は減少しております。

次に、7ページを御覧ください。②Iターン者の男女別の推移です。上のグラフの男性については、令和元年度に比べ、全ての年代で増加をしております。特に、赤い線の20代と青い線の50代が増加しております。下のグラフの女性につきましては、令和元年度に比べ、グレーの線の30代とオレンジの線の40代は減少しておりますが、ほかの年代では増加をしており、特に赤い線の20代と青い線の50代が増加しております。

次に、8ページを御覧ください。（4）年代別の転入理由、上位3項目でございます。①上の表がUターン者、②下の表がIターン者であり、それぞれ表の左側が男性、右側が女性の部分となっております。20代から40代の転入理由について、UIターン共に赤色で着色しているのとおり、就職や転職が上位を占めています。仕事に移住を決める重要な要素であることを示しています。

その他の特徴としまして、50代以上では、退職・家族の事情が多く、また、女性については、結婚、離婚等の理由も多くなっております。ライフステージの変化や家庭の個別事情が移住の決定に影響を与えていることが見てとれます。

次に9ページ、3、地域別Uターン・Iターン者数でございます。中国地方、西近畿、南関東の3地域でUIターン者数が7割を占めております。表を御覧ください。右側の計のR7の列に赤く着色しておりますが、南関東が588人、西近畿が555人、中国地方が1,240人となります。そのほかの地域の増減については表に記載のとおりとなります。

次に10ページを御覧ください。先ほどの主要3地域別のUIターン者数の推移を掲載しております。説明は割愛させていただきますが、今後もこの3地域に重点を置いてアプローチをしていく考えです。

次に、11ページ、4、市町村別Uターン・Iターン者数でございます。19市町村について、UIターン別に令和7年度と6年度を比較した表となります。赤色の部分が減少数の大きい上位3市町、青色の部分が増加数上位3市町となります。それを下の表にまとめておりますが、UIターン合計で増加数の大きい順に、松江市、邑南町、安来市。減少数の大きい順に、江津市、吉賀町、出雲市となります。今後、このデータを市町村と共有し、現状の分析や意見交換を行いまして、今後の施策等について検討していきたいと考えております。

次に、12ページ、5、外国人UIターン者数でございます。UIターン者数は361人、内Iターンが305人で約8割を占めています。年代別では、右の円グラフのとおり、

青色の20代が176人、オレンジ色の30代が100人で、全体の7割以上を占めています。（2）転入前の居住地については、中段のグラフを御覧ください。約半数、188人の方が直接国外から転入され、ついで中国地方、東海が多くなっています。（3）転入先市町村については、出雲市が148人と一番多く、松江市79人、吉賀町40人が続いています。

次に、13ページを御覧ください。ここからは、昨年度のUIターン施策に関する実績の御報告となります。（1）ふるさと島根定住財団と連携したUIターンの支援、①の無料職業紹介事業につきましては、移住希望者と県内企業とをマッチングする事業となります。年度別の実績は表のとおりです。昨年度の就職決定者は、表の一番右の下355人と過去最多となりました。

次に②のUIターンしまね産業体験でございます。農林水産業等に3か月から1年程度、体験従事する事業となり、年度別の実績は表のとおりです。コロナ禍には認定者数が増加し、それ以降は横ばいとなっておりますが、農林水産業等に、まずは体験従事できることがメリットであり、一定の実績がございます。

次に、③のイベント、しまね移住フェア&しまね暮らしマルシェでございます。物販や観光情報発信のマルシェと同時開催をすることで、移住イベントに、まずは気軽にお越しいただくことを目的としております。大阪会場の実績は、表に記載のとおりであり、昨年度は約1,700人の方にお越しいただきました。

次に、14ページを御覧ください。一番上の表に記載のとおり、東京会場につきましても、約1,600人の方にお越しいただきました。市町村や定住財団等においては、これを単なるイベントで終わらせるのではなく、移住につなげられるよう、事後のフォローを丁寧に行っていただいています。

次に、（2）のわくわく島根生活実現支援事業でございます。こちらは、東京23区からの移住者へ、支援金をお渡しする国の補助事業となります。実績について、上の表に件数、下の表に移住者数を記載しております。昨年度は、支給件数41件、移住者数84人と一定の実績があり、具体的な移住の後押しとなっております。

最後に、総人口が減少し、東京一極集中が再び加速する中において、今後も厳しい状況は続くものと認識をしております。一方で、20代のUIターン者が増加するといった兆しも見られているところです。今後も市町村定住財団、関係機関と連携を密にし、一人でも多くの方に島根県にUIターンしていただけるよう、努めてまいります。

私からの御報告は以上です。

○久城委員長

嶋田交通対策課長。

○嶋田交通対策課長

15ページを御覧ください。令和8年隠岐汽船運航ダイヤの変更について、御説明いたします。隠岐航路につきましては、昨年6月から船員不足を理由に、通年でフェリー3隻、及び超高速船1隻での運航が困難となり減便となっていましたが、船員の離職などに伴い、本年7月18日よりフェリー3隻での運航期間が減少となるダイヤに変更されることになりました。

1ポツ、変更内容を御覧ください。今回の変更内容はフェリー3隻での運航期間の減少

でございます。順を追って御報告いたしますと、昨年、令和7年における減便前のダイヤにおいては、3隻での運航期間が年間を通して276日間予定されていたところ、令和7年6月の減便により、3隻での運航期間は88日間減の年間188日間となりました。年が替わり、本年、令和8年においては、3隻での運航期間は年間170日間で計画されておりましたが、このたびのダイヤ変更により、77日間減の年間93日間となりました。

次に、2ポツ、経過を御覧ください。昨年からの経過を改めて御説明いたしますと、まず、令和7年6月17日から船員不足に伴い、3隻運航期間が88日間減少となる運航ダイヤに変更されたことを受け、8月1日に隠岐汽船と隠岐広域連合が「フェリー3隻・超高速船1隻体制の通年運航に向けた人材確保に係る確認書」を締結いたしました。

その後、県も参画して協議を重ねまして、11月に「隠岐航路人材確保対策計画」が策定されました。本計画は昨年12月に御報告しておりまして、本日は別紙1として改めて添付させていただいております。その後の経過は先ほど申し上げたとおりでございます。

最後に3ポツ、対応状況等を御覧ください。まず、今月6月8日の減便の公表を受けまして、6月11日に庁内の関係部局を集め、連絡会議を開催し、減便に係る影響等についての情報共有や今後の対応を協議したところであり、今後も引き続き、密に情報共有等を図り、庁内で連携していくこととしております。

また、地元町村等と連携した対応としましては、地元町村、隠岐汽船、県等で構成する隠岐航路振興協議会等において、減便に係る影響についての情報共有や、隠岐航路人材確保対策計画における取組の進捗確認、今後の取組等を検討する予定としております。

本土と隠岐を結ぶ隠岐航路は、島民や観光客等の移動や生活必需品の輸送など、隠岐全体の住民生活や産業を支える重要で不可欠なインフラであることから、引き続き、隠岐航路の維持に向け、隠岐4町村等と連携して取り組んでまいります。

令和8年隠岐汽船運航ダイヤの変更に関する御説明は以上でございます。

続きまして、17ページ御覧ください。第12次島根県交通安全計画（案）について、御説明いたします。本計画につきましては、3月の本委員会で素案を報告させていただいたところであり、本日は、その後の状況を御説明いたします。1ポツ、経緯等を御覧ください。本計画は、国の交通安全基本計画に基づき、県内における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるものとされております。

国の基本計画が3月27日に改定され、その後、県計画については、4月8日から5月7日にかけて、素案のパブリックコメントを実施したところでございます。個人3者、団体1者から目標値の設定、外国人への効果的な啓発、対面交通の事故防止強化、自転車利用と一体的環境整備の7件の御意見をいただきました。

こちら御意見及び県の考え方は別紙のとおりでございまして、今後の交通安全対策実施の際に参考とさせていただき、取組を進めたいと存じます。

戻りまして、2ポツ、第12次島根県交通安全計画（案）の概要を御覧ください。計画案は、別冊資料を1としてつけておりますが、計画期間、目標については、素案からの変更はございません。

主な変更点については、記載のとおりでございまして、国の基本計画に合わせた修正などを行ったものでございます。

最後に3ポツ、策定スケジュールのとおり、今後は、島根県交通安全対策会議にて御審

議いただき、計画を決定する予定としております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

資料20ページを御覧ください。私からは、ベトナム航空による国際チャーター便の運航実績について、御説明いたします。

1ポツの概要でございます。令和5年12月に締結しました、ベトナム航空及び株式会社エムエスツーリストとの覚書に基づきますチャーター便としまして、ベトナムと出雲縁結び空港を結ぶ直行便を、これまでに4便、運航してまいりました。それぞれの運航実績につきましては、2ポツにありますとおり、令和6年5月に北部のハノイを行き先として運航された第1便の搭乗率は、ベトナムからのインバウンドが96.5%、出雲からのアウトバウンドが91.8%。令和7年3月に同じくハノイに向けて運航された第2便は、インバウンドが97.1%、アウトバウンドが77.1%、令和7年10月に南部ホーチミンを行き先として運航された第3便は、インバウンドが98.1%、アウトバウンドが83.8%、そして、このゴールデンウィーク期間中にハノイを行き先として運航された第4便は、インバウンドが97.6%、アウトバウンドが74.1%となっております。

それぞれのツアーの内容につきましては、インバウンドが出雲大社や松江城、足立美術館など県東部を周遊するツアーに加えて、第3便、第4便では、アクアスや石見神楽など、県西部を周遊するツアーも催行されました。

また、アウトバウンドでは、ベトナム国内の観光ツアーに加え、第3便ではカンボジア、第4便ではラオスといった隣国を周遊するツアーも実施されております。

全体として、インバウンドは、ほぼ満席の状態が続いておりますが、アウトバウンドは、7割台から9割台の搭乗率となっており、今後、搭乗率のさらなる向上のため、特にアウトバウンドの利用を増やしていくことが重要であると考えております。

3ポツの、これまでのチャーター便を活用した県の取組につきましては、第1便では、丸山知事も搭乗し、在ベトナム日本国大使館や日系企業等との交流会を開催しました。また、ベトナムの旅行会社向けセミナーや商談会の開催、建設事業者の方々々が外国人材の理解を深めるため、現地の人材育成機関の視察や現地企業との意見交換などを実施してまいりました。

今回の第4便では、ベトナム・島根県交流促進セミナーを開催し、在ベトナム日本国大使館の伊藤大使をはじめ、日系企業や関係団体の代表者などをお招きし、島根県とベトナムの交流や関係強化に向けて、情報交換や意見交換を実施いたしました。その際、伊藤大使からは、観光面では、ベトナムから日本への観光客のSNSでは、桜や富士山など映える風景の投稿が多くなっている。島根にも桜の名所などアピール材料があるため、これをもっとしっかり売り込むことで、来県のきっかけになるといったアドバイスや、ビジネス面での交流については、日本は働き先として、まだ人気がある一方、ベトナム国内の経済発展により、就職機会が増え、さらに円安の影響もあって、ベトナムからの人材供給が減少している。受入れ企業や人材送り出し機関、自治体が連携し、環境を整えていく必要があるといった意見をいただいたところでございます。

4 ポツの次回のチャーター便に向けた県の取組につきましては、（１）インバウンドへの対応につきましては、商工労働部を中心に、ベトナム現地での旅行博への出展や商談会への参加、県ＳＮＳによる情報発信などを実施してまいります。（２）アウトバウンドへの対応は、地元紙やビジネス情報誌で、観光・ビジネスの機運を高める記事を掲載するほか、ベトナムの観光地や食文化の魅力を紹介する動画を制作し、テレビやＳＮＳで発信する予定にしております。

さらに、海外に関心を持つ方々が集まるイベント等での動画等によるＰＲも計画しているところでございます。

将来的な定期便の就航につきましては、チャーター便の実績を着実に積み上げていくことが必要であるため、利用者の拡大につながるよう、アウトバウンド、インバウンド両面でしっかりと取組を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○久城委員長

岡崎萩・石見空港利用促進対策室長。

○岡崎萩・石見空港利用促進対策室長

私からは、萩・石見空港東京線の利用実績等について、御報告いたします。資料の２１ページを御覧ください。１ポツ、令和７年度の利用実績についてであります。令和７年度の利用者数は、東京線が２便化されて以降、最多の１４万７，２９２人を記録いたしました。一方で、国の政策コンテストで掲げております年間目標の１４万９，０００人は達成することができませんでした。以下のグラフから黄色の折れ線グラフが示しております月別の目標数を茶色の棒グラフが示しております月別の利用者数が８月以降は、おおむね上回っておりますが、４月から７月にかけては、下回っております。これは、昨年の上期に開催された大阪・関西万博により、観光客が分散した影響が大きかったものと分析しており、年間目標を達成できなかった主な要因であると考えております。

続きまして、２ポツ、運航支援、いわゆるリスク分担に係る状況についてでございます。運航支援につきましては、県、萩・石見空港利用拡大促進協議会、運航会社の３者で覚書を締結しているところでございますが、その算定期間は、令和７年度の運航ダイヤである令和７年３月３０日から令和８年３月２８日の３６４日間となっております。

また、発動ラインにつきましては、昨年度よりその基準が１４万５，０００人に引き上げられておりますが、それを算定期間の３６４日分に換算いたしますと、１４万４，６０２人となります。合わせまして、算定期間中の有償旅客数につきましては、１４万５，７２３人であった旨、先日、運航会社より連絡があり、結果、発動ラインを１，１２１人上回り、令和７年度につきましては、運航会社に対する運航支援は発生いたしませんでした。令和８年度におきましても、引き続き、萩・石見空港利用拡大促進協議会など、関係機関と連携を深め、利用促進に取り組んでまいります。

私からの報告は以上でございます。

○久城委員長

説明が終わりました。

質疑等がございましたらお願いいたします。

森山委員。

○森山委員

御説明いただきまして、ありがとうございました。2つ聞かせてください。U I ターンのところが1点目で、30代のUターンが減っているというので、経年で見ても、徐々に減ってきているというデータかなと見ていました。三、四十代の転入理由は、仕事を中心という話も要因分析ありましたけども、もう一段、踏み込んで、この30代の取戻しの原因と今後の対策みたいなのをどういうふうに考えておられるのか、まさにここが島根県の掲げている一番大事なゾーンといいますか、子育て世代でもあり、取り戻したい層であり、ここに対するターゲティングと、これからの打ち手をさらに一段深めて、原因と対策を打っていかねばならないんじゃないかなと思います。そういった中で、伺いたいなと思っています。

それに、あと、もう一つ、出雲市が昨年から比較してみても、減っているというので、県の大きなインパクトにもつながっているのかなという中で、この要因ってところが、何か、昨年度、特に何かあったのか、そこら辺の要因とか背景にあるものみたいなものを、ぜひ、教えていただきたいなと思います。

2つ目ですね、隠岐汽船のこと、私も、隠岐の関係者の皆さんから、すごい重く受け止めて、がっくりきておられる方々が大変多くて、何件か問合せをいただいて、何とかならないのかということを、県もこれまで、様々な打ち手で尽力はしていただいているというふうには理解していますけども、この背景にあるのは、この人材確保対策をしているけども、やっぱり離職をしてしまっているっていうのが、原因になるんでしょうか。その辺りの背景にあるもの、もう少し詳細に教えていただけるとありがたいなと思っています。

○久城委員長

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

U I ターンについては、2つ御質問いただきました。まず、1つ目、30代のU I ターンの減少と対策という点についてでございます。30代のUターンにつきましては、人口の減少に比較しまして大きく減少しているということを御説明させていただきました。その説明の中でも少し触れさせていただきましたが、30代は、仕事において、キャリアを重ねられ、中堅であったり、管理職になられる方も多いということで、転職についての抵抗もおありだと思いますし、また、都会と地方の賃金格差への不安も大きいと考えております。

また、結婚して、家庭を持つ方も多くいらっしゃって、配偶者の方の仕事ですとか、配偶者がどちらの出身であるかということも影響が大きいと思いますし、また、お子さんの子育てですとか、教育の環境も考慮をされることになりますので、御自分の一存でのUターンの決断が難しくなるということが要因としてあると考えております。

今回の調査結果からも、30代につきましては、単身というよりも、世帯での減少が大きかったというようなことが見てとれておりますので、家族に向けての対応、対策を強化していくことが必要であると思っています。

特に、Uターンの方につきましては、移住の相談を、県内にお住まいだったということで、地元のことはよくお分かりですので、移住を検討される際に、どこかに相談をされるということは少ないのではないかと思います。

そういう点で、県内での仕事や暮らしの、現在の情報が届きにくいという面もあるかと思いますので、そのような点につきまして、気軽に触れていただけるように、イベントや情報発信も強化しているところでございます。

また、委員もおっしゃったとおり、仕事の面が重要だと考えておりますので、企業エキスポといいまして、県内の企業の合同説明会を東京と大阪で開催したり、マイナビ転職フェアを東京、神奈川、大阪、広島で開催されるものに参加するなどして、県内企業の情報発信の強化に努めているところでございます。

次に、出雲市の人口減少ということですが、申し訳ありません、今、現状で出雲市の固有のデータにつきまして、分析ができておりませんので、これからその点については、分析をしてまいりたいと思います。

今後、市町村にも、この情報を提供いたしますので、市町村においても分析と一緒にしていただけるように対応してまいりたいと思います。以上でございます。

○久城委員長

嶋田交通対策課長。

○嶋田交通対策課長

隠岐汽船の関係で、減便の背景、それは人材確保なのか、離職などが原因なのかというようなお問い合わせいただきました。隠岐汽船の減便の解消に必要な船員数は合計97名というようになっているところでございます。船員不足の解消に向け、隠岐4町村、隠岐汽船、県の協議を重ねまして、昨年11月、隠岐航路人材確保対策計画を策定し、97名の確保に向けて、これまで採用情報発信の強化、船員就職給付金の給付制度創設、採用試験受験にかかる交通費の補助など実施したところでございます。

お話のありました採用などの状況ですが、減便以降、継続的にお伝えしたような採用活動など取り組んでおりまして、多数の方々から御応募いただき、入社実績も出ているところでございます。そして、定着率向上に向けた新規採用者へのフォローアップなども行っております。

ただ、一方で、船酔いですとか、体力的な限界、そうした理由で退職も発生しておりまして、全体的に船員の人数増加になっていないというのが現在の状況となっております。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

ありがとうございます。30代、まずUIターンのところから御説明いただきまして、ありがとうございました。要因としては、確かにと思いながら、パートナーの理解だったりとか、年収の壁や、魅力的な仕事だったりとか、そういったところは、本当にあるのかなというふうに思いながら聞いていました。

昨年から委員会の中で話をさせてもらっている中で、ちょっと今後検討していただけるとうれしいなと思っていることが、副業、兼業ですね、今は島根県として、商工労働部がプロフェッショナル人材、何とかって言うので、たしか副業、兼業のことをやっていると思うんですけど、私の同世代、30代で、まさにターゲット世代なんですけど、やっぱり、彼らもすぐに戻ってくるのは難しいっていう話はやっぱり言っていて、副業とか兼業

で島根に関わりたいうという潜在層みたいな人たちが結構たくさんいる実感をずっと持っていて、彼らに何とか、関わりしろを提示できないかなと思っています。彼らに取っては、お小遣い稼ぎで、主の業の片手間に島根に貢献したいという気持ちは、そんなに別にそこで稼ごうとは思っていないという中で、そういう関わりしろを商工労働部と連携しながら、ぜひ、より見える化してアクセスしやすい情報を、民間の力も借りながら、ぜひ、検討をしてもらえるとうれしいなと思っています。鳥取県とかと比較すると、そういった求人情報っていうのが、島根県はやっぱり見えづらいというか、少なかったりとかっていうのがあるっていうふうに、同世代からも聞いていますので、ぜひ、その辺りちょっと研究を深めてもらって、商工労働部とまたがる部分だと思うんですけども、検討をいただきたいなというところを改めて申し上げたいなと思っています。

隠岐汽船の話は、固有のいろんな労働環境や条件みたいなのところはあるかなというふうにも思いながら聞いていましたけども、この独特の多分、組織体質みたいなのところもあるのかなと思いつながら、何が一番、採用につながり、さらに定着につながるのかっていうところを、ぜひ、しっかりと中に入って研究をしてもらって、採った人が辞めない、定着していくということを、船酔いとかそういう体質的なことだとちょっとどうしようもないかなとは思いつながら、ぜひ、研究をしていただきながら、何とか定着につなげていていただきたいなと思いました。引き続き、どうぞよろしくお願いします。

○久城委員長

ほか。角委員。

○角委員

ベトナムのチャーター便の関係なんですけども、この利用者ですけど、外国人、大概ベトナム人かなと思うんですけど、外国人と日本人の利用者の割合が分かるんでしょうか。それと、片道だけの利用者なのか、往復の利用者なのか、その辺のところが、もし分ければ教えていただきたいんですけども。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

ベトナムチャーター便の利用状況ということで、まず、外国人か日本人かということについては、このチャーター便は、往復で運航しており、こちらに書いてあるインバウンドのところについて言えば、全ての方が基本的にベトナムからこちらに来られて、4泊5日こちらで滞在されて、向こうに帰って行かれるという方ですので、この実績に書いてある（イン）となっているところは、外国の方だと思っていただければいいかと思います。逆にアウトバウンドのところは、出雲からベトナムに行って、ベトナムで4泊5日滞在して、こちらに帰って来られるということですので、こちらから行かれる方ですので、日本人ということになるかと思っています。

2つ目の質問で、往復かどうかということにつきましても、先ほどお話ししましたとおり、双方向のチャーター便になっておりますので、往復で利用していただいているというところでございます。

○久城委員長

角委員。

○角委員

今、往復利用ということは、双方に同数ぐらい乗らないと、行きも帰りもうまく満席にすることができないんですけども、これを長く続けようと思うと、やっぱりこの山陰地方だけでは人口的に少ない中で、ずっとこの先も利用客増やしていくっていうのは、なかなか難しいんじゃないかと思います。そうすると、片道だけの利用とかということも考えていけないといけないんですが、そういうところを見据えての旅行企画とか、そういうことは考えていらっしゃるんでしょうか。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

角委員のおっしゃるとおりでございまして、今は基本的に行って帰ってというような利用形態になっておりますので、片道利用は今のところは想定してないツアー形態にはなっておりますが、今後については、近隣の定期便の利用と併せて、チャーター便を片道だけ使ってもらおうとか、そういった商品もできないかと旅行会社等と相談はしているところでございますが、今時点では、そういう商品はないというところでございます。

○久城委員長

角委員。

○角委員

この先を、利用客の状況を見ながら、先はそういうことも考えていきながら、旅行企画、商品の企画を考えていくことも取り組んでいただければ、さらにインバウンドを増やしていくということにもつながると思いますので、よろしくお願いします。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

これ、今、表を見ると、1便から4便まで見ると、ハノイが3便でホーチミンが1便ですよね。これは何か理由があって、こういうふうになってるんですか。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

チャーター便の運航につきましては、この先、定期便を目指して運航しているというところでございます。その就航先もまだ決めておりません。いろんな行き先でチャレンジしてみて、どういう状況かということも把握するという意味で、ベトナム航空とか、エムエスツーリストと相談しながら、行き先を決めているという状況でございます。

○久城委員長

成相委員。

○成相委員

私も去年ベトナム行ってきたんですけど、ベトナムって社会主義共和国で、国営企業がまだあって、ドイモイ政策っていうのをずっとやってきたんだけど、まだ市場改革、市場経済の導入と規制緩和といった取組が遅れている。それで、向こうでビジネスやろうと思ったら、やっぱり、政府系のそういう国営企業とうまくやらないと、うまくビジネスの展

開もならないというようなことも、説明受けました。今後、向こうでビジネス展開を考えるとすると、ちょっとそう民間で簡単にそういうことができるのかなと思ったり、組織力があれば、人の交流力で向こうの現地の人たちをつかまえて、その人たちを軸にして、その政府との関係の橋渡ししてもらおうとかいうことは可能なんでしょうけど、それもやっぱり手助けがないと、なかなか島根の企業だけではできないんじゃないかなと思ったりもします。

それから、観光ということからすれば、ホーチミンというのは、日本の企業が一番多く進出している地域なんですね。ですから、やっぱり一つの照準を当てる、さっきの角委員の話でもないけど、アウトバウンド、インバウンドするときには、そういう日本人を対象とした一つのきっかけづくりも可能ではないかというふうに思うんですね。ひとつそういう戦略づくりを多角的にやっぱり講じてもらって、本気でベトナムと交流を進めるというのであれば、ただ単にチャーター便飛ばして終わりではなくて、商工労働部とかいろいろ連携取りながら、ひとつ構想づくりをしてほしいなと思います。ベトナムはとってもいい国で、魅力的な国で、人も、人柄もよいように私は思いましたよ。人口が1億人でしょう、平均年齢が大体30歳ちょっとぐらいですから、もう爆発的なエネルギーを持っていて、これからすごく伸びる国だと私は思いました。そういう一つの認識を持ってやれるといいんじゃないかなと思います。

○久城委員長

齋藤航空対策室長。

○齋藤航空対策室長

ありがとうございます。先ほども、第4便の取組のところで、お話しさせてもらいましたけれども、今回、ベトナムに行きまして、在ベトナム日本国大使館や、日系の企業、あるいは商工団体と意見交換や交流もしてまいりましたので、今後のチャーター便の運航に当たっても、そういったところと相談させてもらいながら、委員の御指摘のとおり、ビジネス面と観光面で、取組をどうしていくかということも意見交換しながら、進めていきたいと思っております。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

私は、隠岐航路の問題は、非常に心配をしております。その隠岐航路の人材確保対策計画というのが、先ほどあったけれども、これが策定されたのが去年の11月26日だと。今日が、6月25日ですよ、となると、この計画がつくられてから、今、7か月がたつわけですね。その7か月がたって、この時点で、計画はどうだったのかという評価を、一概にすることは乱暴かもしれませんが、残念ながら、計画を立ててこの7か月間で、今時点では、残念なことに、成果が出てないというのが、これは現実の問題ですよ。私が危惧するのは、悪循環になるんじゃないかっていうふうに思うわけですよ。だけど、これは絶対防がないといけない。というのは、隠岐航路の運賃も上がったわけですよ。それは燃油高騰とか、諸物価高騰で上がったわけですよ。しかしながら、その便数が減っているわけですから、この点で見れば、サービスは低下しているわけですよ。船員が増えないから、今の船員のワーク・ライフ・バランスを守る上でも、2隻体制が拡大している

という状況になっていますよね。この計画は、これはやっぱり誰が責任を一番持たないといけないかと言ったときに、それはやはり、隠岐汽船だとは思いますが。だけど、この策定主体というのは、隠岐汽船も入っているけれども、隠岐の4町村ですね、首長も入り、議会も入り、それから加藤地域振興部長も入り、隠岐支庁長も入りと、その他、県議会議員の隠岐選挙区議員も入っているということになっていますよね、だから、この協議会の委員だけについてということじゃなくて、この方々を中心としつつ、本当にこれはみんなの力でここを何とかしていかないと、もうずるずる、私は、船員が減っていくという危機感をまず隠岐汽船も当然持っていらっしゃると思うけども、持たないといけないし、この協議会の委員も本当に持っていかないといけない。方向としては、人材確保計画の3つの取組の方向は、これは間違っていないと思うんですよね。だから今、これに沿ってやっていると思うんですよ、これは間違いなく。その採用活動を強化することや、待遇の改善、それから職場環境の改善、いろいろ考えて、方向性は出て、今、一生懸命やっておられると思うけど、なかなかまだ、現実には実を結んでませんよね、残念ながら。結んでもらわないと困るけれども。だけど、これ一つ一つ今、先ほど幾らかの説明があったけども、どういう手を打って、本当にどうなのかというのを一つ一つやっぱり検証して、もう少し計画をブラッシュアップするものがあるのか、ないのかななどを少し、もう少し緻密に練っていかないと、私はどんどん減っていくような気がしてならないなというふうに思うんですよ。隠岐の4町村でも、いわゆる島前と島後は違うわけですよ、そのニーズが。知夫村や海士町のほうと西ノ島町の側と隠岐の島町の側はやっぱりニーズが違うと思うんですよ。だから、例えば県が間に入って、それぞれの4つのそれぞれの町村と、隠岐の島町と県と、海士町と県と、というふうに、4つの町村、一緒に集まってもらって話したら、本音が出にくいこともあるならば、そういうことも私は考えていくようなことをしないといけないのではないかなというふうに思うし、それから船員の定着に向けて、ハラスメントの窓口の設置とか、定期的な面談もやっているということになっておりますけれども、例えば、今、船員が85人なわけだから、無記名のアンケートを出してもらって、率直な意見を求めるというような、これ荒療治っていう意味じゃなくて、本当にここを確保するという前向きな意味の対策として、そういうことまで含めた、踏み込んだ対策を打たないと、なかなか厳しいじゃないかなっていうことを率直に心配しております。私も一人の県議ですけど、ここは隠岐航路を守るという点は責任を持っていると思いますので、我々県議会もそうだと思いますので、執行部と力を合わせて、ここを何とか守っていかなとといけないんだと、本当に心から思います。結局お盆の期間中以外は、2隻なんでしょう。いや、本当にこれ、便利が悪いですよ。そこのところで、担当課もいろいろ御苦労されていると思いますが、よろしくお願いいたします。嶋田交通対策課長、コメントあればお願いします。

○久城委員長

嶋田交通対策課長。

○嶋田交通対策課長

隠岐汽船について、御意見などをありがとうございました。先ほどより、申し上げております、委員からも御指摘がありました隠岐航路の人材確保対策計画、こちらについては、関係者で減便解消に向けて、一つ一つ着実に進めているところでございます。紹介いただいたとおり、3つの大項目、設定しております、それぞれ進めております。具体的に現在

実施している内容を一部申し上げますと、採用活動の強化の大項目につきましては、外部機関に委託しまして、SNSですとか、求人サイトを活用した採用活動強化に向けた伴走支援を実施しております。また、島外から受験に来られた方に交通費及び宿泊費、補助しております。

また、大項目、待遇の改善としましては、新規に採用した船員に対しまして、最大100万円の就職給付金を支給したり、島外または県外出身の方の住居に関する不安解消をするために、本土側及び隠岐側に宿舎を確保している、また、最後、大項目3つ目、職場環境の改善としましては、ハラスメント対策としまして、社会保険労務士によるハラスメント講習会ですとか、先ほど少しお話しされました、人材育成コンサルタント企業による職場のアンケート調査というものも実施しているところでございます。

また、新規採用者に対して、先輩職員をメンターに指名した悩みや不安のサポート体制や、逆に、メンターに対しては手当の支給など、こういったことも行って、慣れない島での暮らしに寄り添う、定着率向上というものを外部機関に委託したりして進めているところでございます。

以上、申し上げましたとおり、また採用活動強化については、一定、成果見られるものの、なかなか船酔い、体力的限界、そういった理由なども含めて、退職もあるところで、全体的には増加していないところですので、今後につきましては、より一層、職場環境の改善などによりまして、人材の育成、定着を高めていくことが重要だと考えております。

県としましては、この人材確保対策計画、先ほど、緻密に確認をというようなお話もございました。着実な実施に向けまして、振興協議会ですとか、その下にワーキンググループも設置しておりますので、そういった場を使って一つ一つ進捗管理しっかりしていきたいと思っております。

また、県が個別にというようなお話もありました。県の隠岐支庁もございますので、そういったところで個別に各町村を訪問するなどして、いろいろ意見を聞いてまいりたいと思います。そういったことを含めまして、地元町村と一体となって船員確保に引き続き取り組んでまいります。

○久城委員長

尾村委員。

○尾村委員

様々な対応策をお願いしたいと思います。やっぱり船員を大事にしないとイケませんよね。船員がもうこんな会社いやだというふうになって辞められたら、どどっと、流れるように辞めていきますよね。そこのところで、引き続き県としての役割を果たしていただきたいと。お願いいたします。

○久城委員長

ほか、よろしゅうございますか。

それでは、以上で報告事項の調査を終了します。

この際、地域振興部全般に関しまして委員の皆様から何かありましたら、お願いします。よろしいですか。

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

先ほど、森山委員から出雲市の人口減少の要因について、御質問いただきまして、今、手元にある資料で確認をした内容を簡単にお話させていただきたいと思います。

資料は、もともとの資料の11ページを御覧ください。出雲市のUターン者のほうが、昨年度、令和6年度に比べまして、26人減少ということになっておりますが、この内訳が外国人のUターンが20人減っているということです。外国人のUターンということで、一度、出雲市内の企業にお勤めされていた方が、前年は多く、また帰って来ていらっしゃったところが、今年は戻って来られる方が少なくなったというところで、20人の減少となっているところでございます。

あとは、令和6年度と比較をしましての対前年度比でございますが、令和4年、令和5年と比べますと、令和6年度のUIターン者数が少し大きく増えているというところでして、令和7年度と比較したところでは、少なくなっているというところでございます。

いずれにつきましても、市町村別の増減が多かったところについては、今後、内容を分析してまいりたいと思います。以上でございます。

○久城委員長

森山委員。

○森山委員

すみません、外国籍の人のUターンというのは、どういうことでしょうか。国籍は日本じゃないけど、こっちで育った人が1回外出て、帰ってくるみたいな、そういうことなんですか。

○久城委員長

川合しまね暮らし推進課長。

○川合しまね暮らし推進課長

UIターンの定義といたしますのが、Iターンは今まで島根県に住んだことがない方、Uターンは一度でも住んだことがある方ということで、外国の方も勤務地を移動されて、以前、島根県に住んでいらっしゃったけども、一度、例えば広島に出られて、戻っていらっしゃればUターンということになります。

○久城委員長

よろしいですか。

それでは、以上で地域振興部所管事項の審査及び調査を終了します。

執行部の皆様はお疲れさまでした。

委員の皆様は、引き続き委員間協議を行いますので、しばらくお待ちください。

〔執行部退席〕

○久城委員長

それでは、委員間協議を行います。

はじめに、委員長報告についてであります。特に盛り込むべき事柄があれば、何かありましたら。

ないようでしたら、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただきたいと思います。いますけど、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

次に、委員派遣についてですが、所管事項にかかる調査活動を計画されている方があれば、委員会として、派遣決定をしておく必要がありますので、お申し出ください。

また、閉会中の継続審査及び調査事件についてですが、お配りした案のとおり、議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、御異議がないようですので、そのように決定いたします。

本日の予定は以上ですが、ほかに何かございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○久城委員長

それでは、これをもちまして、防災地域建設委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。